
小平市教育委員会事務の点検及び評価

— 令和 6 年度分 —

報 告 書

令和 7 年 9 月
小平市教育委員会

目 次

I	点検・評価の概要	1
II	点検・評価の対象事業	2
III	点検・評価の結果	4
	基本的施策 1 確かな学力の向上	4
	No. 1 小学校第 5 学年における移動教室の実施（学務課）	6
	No. 2 指導者用デジタル教科書の導入（指導課）	6
	No. 3 授業支援システムの試行導入（指導課）	7
	No. 4 デジタル利活用支援員の配置（指導課）	7
	No. 5 学習補助員の配置（指導課）	8
	No. 6 中学校放課後学習教室の実施（地域学習支援課）	8
	No. 7 第 4 次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施（図書館）	9
	No. 8 学校図書館への支援（図書館）	10
	No. 9 ティーンズ委員会の開催（図書館）	11
	基本的施策 2 健やかな体の育成	12
	No. 10 「こだいら一斉体カテスト週間」の実施と結果の活用（指導課）	13
	No. 11 「楽しみながら運動プログラム」の実践（指導課）	13
	No. 12 オリンピック・パラリンピック教育の推進（指導課）	14
	No. 13 小学校給食調理業務委託の実施（学務課）	15
	No. 14 食物アレルギーへの適切な対応（学務課）	15
	No. 15 学校給食費に関する保護者負担の軽減（学務課）	16
	No. 16 児童・生徒の生活習慣病予防健診の実施（学務課）	17
	基本的施策 3 豊かな心の育成	18
	No. 17 いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進（指導課）	19
	No. 18 児童会・生徒会サミットの実施（指導課）	20
	No. 19 人権教育の推進（指導課）	21
	No. 20 スクールソーシャルワーカー活用事業の実施（指導課）	22

No. 21	校内別室指導支援員の配置（指導課）	22
No. 22	校内別室指導学級の設置（指導課）	23
基本的施策 4 自立心の養成		24
No. 23	小・中学校におけるキャリア教育の推進（指導課）	25
No. 24	実践的な安全教育の実施（指導課）	25
No. 25	小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進（指導課）	26
基本的施策 5 一人ひとりを大切にし共に学ぶ教育の充実		27
No. 26	就学支援委員会の開催（指導課）	28
No. 27	小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営（指導課）	28
No. 28	中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の開設に向けた準備（指導課）	29
No. 29	医療的ケア児に対する看護師配置の実施（指導課）	29
基本的施策 6 教員の資質向上		31
No. 30	服務事故再発防止の取組の実施（指導課）	32
No. 31	体験型地域理解研修の実施（指導課）	33
No. 32	学校における働き方改革（指導課）	33
No. 33	学校における校務効率化に向けた環境整備（指導課）	34
No. 34	学校における労働安全衛生体制の整備（指導課）	35
基本的施策 7 学校の経営力向上		36
No. 35	コミュニティ・スクールの推進（指導課）	37
No. 36	部活動指導員の配置（指導課）	38
No. 37	部活動外部指導員の配置（指導課）	38
No. 38	法律相談の実施（教育総務課）	39
基本的施策 8 家庭教育への支援		40
No. 39	子育て支援に関する講座の実施（公民館）	41
No. 40	ブックスタートの実施（図書館）	42
基本的施策 9 地域総がかりでの教育の推進		43
No. 41	小平地域教育サポート・ネット事業の推進（地域学習支援課）	44
No. 42	放課後子ども教室の推進（地域学習支援課）	45
基本的施策 10 教育環境の整備		46
No. 43	学校大規模改造工事の実施（教育総務課）	47

No. 44	花小金井小増築工事の実施（教育総務課）	48
No. 45	学校体育館冷暖房設備設置工事（教育総務課）	48
No. 46	学校トイレ改修（教育総務課）	49
No. 47	学校施設の更新（教育総務課）	49
No. 48	学習系ネットワークの環境整備（指導課）	50
No. 49	学習者用端末による家庭学習のためのオンライン学習通信費支援（学務課）	51
No. 50	通学路防犯カメラの増設（学務課）	51
基本的施策 11 多様な学びをつなぐ生涯学習の推進		52
No. 51	公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築（公民館）	53
No. 52	公民館事業企画委員会による講座企画（公民館）	54
No. 53	公民館の在り方の検討（公民館）	54
No. 54	ハンディキャップサービスの充実（図書館）	55
No. 55	特定歴史公文書の収集・整理・保存（図書館）	56
No. 56	図書館におけるW i - F i 環境整備（図書館）	56
No. 57	国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進（市長部局：文化スポーツ課）	57
No. 58	小川家文書の補修（図書館）	58
No. 59	當麻家文書等の補修（図書館）	58
基本的施策 12 生涯学習を通じた地域づくりの推進		59
No. 60	地域と連携したジュニア向け講座の実施（公民館）	60
No. 61	地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施（公民館）	61
IV	学識経験者からの意見	62
V	資料編	67
《資料1》小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針		67
《資料2》小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する要綱		68
《資料3》小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者設置要綱		69
《資料4》点検・評価の経過		70

I 点検・評価の概要

1 実施の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）第26条において、教育委員会はその権限に属する事務について毎年自ら点検及び評価を行い、報告書を議会へ提出するとともに公表することが義務づけられています。

小平市教育委員会では、点検・評価を実施するに当たって、その意義を次のように定めました。

- 毎年度、自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを小平市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 実施の方法

(1) 点検・評価の対象

「小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針」等に基づき、第二次小平市教育振興基本計画に定める基本的施策の達成のため、毎年度策定する年次計画に掲げた61事業を、点検・評価の対象としました。

(2) 自己点検・評価

(1)の事業について、教育委員会内の所管課（館）が、所定の様式により、自ら点検・評価を行いました。（Ⅲに掲載）

様式には、事業概要、取組内容、活動指標、自己評価、今後の方向の項目を設け、事業の目的・対象を端的に記述するとともに、事業の成果と活動内容をできる限り数値で表すことによって、分かりやすい表現に努めました。

なお、平成27年度の組織改正により、スポーツに関すること及び文化に関することを市長部局に移管又は補助執行いたしましたが、第二次小平市教育振興基本計画の目標の実現に寄与する事業については、引き続き点検・評価の対象とするため、該当する事業については、市長部局の文化スポーツ課が点検・評価を行いました。

(3) 学識経験者の知見の活用

地方教育行政法第26条第2項では、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

教育委員会では、2人の学識経験者に、自己点検・評価の結果等を説明し、質疑応答を重ねたうえで、ご意見・評価をいただきました。（Ⅳに掲載）

II 点検・評価の対象事業

1 「第二次小平市教育振興基本計画の令和6年度主要事業」に定める主要事業

No.	事業名	基本的施策
1	小学校第5学年における移動教室の実施	1 確かな学力の向上
2	指導者用デジタル教科書の導入	
3	授業支援システムの試行導入	
4	デジタル利活用支援員の配置	
5	学習補助員の配置	
6	中学校放課後学習教室の実施	
7	第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施	
8	学校図書館への支援	
9	ティーンズ委員会の開催	
10	「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用	2 健やかな体の育成
11	「楽しみながら運動プログラム」の実践	
12	オリンピック・パラリンピック教育の推進	
13	小学校給食調理業務委託の実施	
14	食物アレルギーへの適切な対応	
15	学校給食費に関する保護者負担の軽減	
16	児童・生徒の生活習慣病予防健診の実施	
17	いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進	3 豊かな心の育成
18	児童会・生徒会サミットの実施	
19	人権教育の推進	
20	スクールソーシャルワーカー活用事業の実施	
21	校内別室指導支援員の配置	
22	校内別室指導学級の設置	
23	小・中学校におけるキャリア教育の推進	4 自立心の養成
24	実践的な安全教育の実施	
25	小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進	
26	就学支援委員会の開催	5 一人ひとりを大切にし 共に学ぶ教育の充実
27	小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営	
28	中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の開設に向けた準備	
29	医療的ケア児に対する看護師配置の実施	
30	服務事故再発防止の取組の実施	6 教員の資質向上
31	体験型地域理解研修の実施	
32	学校における働き方改革	
33	学校における校務効率化に向けた環境整備	
34	学校における労働安全衛生体制の整備	

No.	事業名	基本的施策
35	コミュニティ・スクールの推進	7 学校の経営力向上
36	部活動指導員の配置	
37	部活動外部指導員の配置	
38	法律相談の実施	
39	子育て支援に関する講座の実施	8 家庭教育への支援
40	ブックスタートの実施	
41	小平地域教育サポート・ネット事業の推進	9 地域総がかりでの教育の推進
42	放課後子ども教室の推進	
43	学校大規模改造工事の実施	10 教育環境の整備
44	花小金井小増築工事の実施	
45	学校体育館冷暖房設備設置工事	
46	学校トイレ改修	
47	学校施設の更新	
48	学習系ネットワークの環境整備	
49	学習者用端末による家庭学習のためのオンライン学習通信費支援	
50	通学路防犯カメラの増設	
51	公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築	11 多様な学びをつなぐ生涯学習の推進
52	公民館事業企画委員会による講座企画	
53	公民館の在り方の検討	
54	ハンディキャップサービスの充実	
55	特定歴史公文書の収集・整理・保存	
56	図書館における Wi-Fi 環境整備	
57	国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進	
58	小川家文書の補修	
59	當麻家文書等の補修	
60	地域と連携したジュニア向け講座の実施	12 生涯学習を通じた地域づくりの推進
61	地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施	

2 教育委員会が特に重要であると認める事業 該当なし

III 点検・評価の結果

基本的施策 1 確かな学力の向上

令和 6 年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和 6 年度主要事業」より抜粋)

・学習指導要領においては、こどもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。

小平市では、児童・生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを目指しています。

また、各学校においては、児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントが求められています。

・見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を形成する態度を養うなどの教育的意義がある集団宿泊活動など、高い教育効果が期待される体験活動を充実させることで、自己肯定感の醸成や学びに向かう力を育成することが必要です。

・児童・生徒の個別最適化された学びの実現に向け、一人一台の学習者用端末を積極的に活用した情報教育の推進が求められています。

学習者用端末を用いた教育活動により、主体的・対話的で深い学びの実現、感染症の拡大や災害時における学びの継続等、全てのこどもの学びの保障を行うことが求められています。

・「第 4 次小平市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館との連携に力を入れていきます。学校図書館の更なる活性化支援及び調べ学習支援をより充実させるため、図書館の情報拠点としての機能強化が求められています。

・こどもの読書活動を推進するには、より早い時期から読書に親しむ環境を整える必要があります。また、中学生・高校生に対して、読書への関心を高める取組が必要です。

令和 6 年度の主要事業

- No. 1 小学校第 5 学年における移動教室の実施
- No. 2 指導者用デジタル教科書の導入
- No. 3 授業支援システムの試行導入
- No. 4 デジタル利活用支援員の配置
- No. 5 学習補助員の配置
- No. 6 中学校放課後学習教室の実施
- No. 7 第 4 次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施
- No. 8 学校図書館への支援
- No. 9 ティーンズ委員会の開催

成果指標

	成果指標		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①	全国学力・学習状況調査（質問紙）「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」に対して、肯定的に回答する割合（％）	小学校	81.6	83.4	86.4
		中学校	79.9	80.3	87.1
②	全国学力・学習状況調査平均正答率（小学校・国語）（％）	小平市	70	69	70
		全 国	65.6	67.2	67.7
③	全国学力・学習状況調査平均正答率（小学校・算数）（％）	小平市	68	66	67
		全 国	63.2	62.5	63.4

④	全国学力・学習状況調査平均正答率 (中学校・国語) (%)	小平市	72	73	63
		全 国	69	69.8	58.1
⑤	全国学力・学習状況調査平均正答率 (中学校・数学) (%)	小平市	56	56	59
		全 国	51.4	51	52.5

主要事業の内容・実績・今後の方向

No.1 小学校第5学年における移動教室の実施（学務課）

事業の内容	【開始年度】 令和5年度	【目的】 小学校第5学年において1泊2日の移動教室を行うことで、小学校段階での自然体験や集団生活の充実を図る。	【対象】 市立小学校第5学年の児童		
	【事業概要】 自然に触れる機会を創出するため、八ヶ岳方面において1泊2日で実施する。第6学年の文化に触れる日光方面の2泊3日の移動教室と合わせ、5日間の集団宿泊活動の日数を確保するとともに、小学校学習指導要領第6章特別活動における遠足・集団宿泊的行事のねらいを達成する。				
	【具体的取組内容】 (1) 実施期間 令和6年5月15日から7月10日まで (2) 宿泊先 帝産ロッジ（長野県南佐久郡南牧村野辺山） (3) 参加児童数 1,679人（参加教員等数 154人） (4) 主な見学先 滝沢牧場、山梨県立リニア見学センター、山梨県立考古博物館など (5) 宿泊費補助 参加児童1人当たり4,300円				
	【活動指標】 ※設定なし		令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・市立学校全校で予定どおり移動教室を実施することができた。 ・集団宿泊活動を通して、思いやりの心や規範意識の醸成に資することができた。 ・小学校段階での自然体験や集団生活を充実させることができた。 ・集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができた。				
	今後の方 向 引き続き、小学校第5学年の移動教室を実施する。				

No.2 指導者用デジタル教科書の導入（指導課）

事業の内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 指導者用デジタル教科書を活用し、教員の授業準備に費やす時間を軽減しながらも、視覚的で児童・生徒の興味・関心を高める授業づくりを可能とすることにより、確かな学力の向上を図る。		【対象】 市立学校の教員	
	【事業概要】 市立学校に指導者用デジタル教科書を配備し、授業での活用を図る。				
	【具体的取組内容】 指導者用デジタル教科書（国語、算数（数学）及び英語）を、すべての市立小・中学校に、指導課より配備を行う。				
	【活動指標】 指導者用デジタル教科書使用校数（校）		令和4年度 27	令和5年度 27	令和6年度 27
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 指導者用デジタル教科書の活用により図表や写真の提示や拡大などが簡便になり、教員の授業準備の効率化につながっている。また、文字だけではイメージを共有しにくいものを、写真や動画等を用いて提示することができ、児童・生徒の興味・関心を高める授業づくりにつながったと捉えている。				
今後の方向	指導者用デジタル教科書を効果的に活用した授業実践の事例を収集し、市立小・中学校に広く展開することで引き続き教員の授業力向上を図る。				

No. 3 授業支援システムの試行導入（指導課）				
事業の内容	【開始年度】 令和6年度	【目的】 教員が授業支援システムを活用し、授業を円滑に行えるようにすることで、学習者用端末の効果的な活用を図り、児童・生徒の学びにつなげる。	【対象】 市立学校の教員 市立小・中学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】 市立学校全校に授業支援システムを試行導入し、学習者用端末の効果的な活用を図る。			
	【具体的取組内容】 市立小学校の第6学年及び市立中学校の第1・第2学年に対して授業支援システムを試行導入した。			
	【活動指標】 授業支援システムを使用した学校数（校）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 授業支援システムの活用により、教員は学習者用端末を活用して、テストや課題の一括集計が可能になるほか、児童・生徒の学習データを保管することにより、個別最適化された指導が可能になった。また、児童・生徒は、画面の共有や画面転送機能を使用することにより、他の児童・生徒の考えを知ることができ、より深い学びの実現につながった。			
今後の方向	授業支援システムの対象学年を小・中学校の全学年に拡大し、学習者用端末のさらなる効果的な活用を図るとともに、各学校の教育活動への支援を行う。			
No. 4 デジタル利活用支援員の配置（指導課）				
事業の内容	【開始年度】 令和5年度	【目的】 デジタル利活用支援員を配置し、GIGAスクール構想の実現により増大した教員のICTに係る業務負担を軽減し、課題に対応する。	【対象】 市立学校の教員	
	【事業概要】 各学校現場において、GIGAスクール構想の実現により新たに発生したICTに係る業務（機器操作の習得や機器の設置準備等）の支援を行う。			
	【具体的取組内容】 (1) 支援方法 教育委員会に配置されたデジタル利活用支援員1名が、各学校を巡回する。 (2) 支援内容 ・学校におけるICT機器を用いた授業の支援・準備・相談 ・学校におけるICT機器の保守・点検・設定・調整業務 ・教員等研修内容計画、資料作成及び研修の実施			
	【活動指標】 デジタル利活用支援員が支援した学校数（校）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 従前のICT支援員に代わってデジタル利活用支援員を配置し、教員が個別に抱える課題に対して、必要な時に支援が受けられる体制が構築できた。 学校現場におけるICTに係る業務負担を軽減するとともに、授業等の学習活動においてICT機器が有効に活用される環境を整えることに寄与した。			
今後の方向	授業で使用するデジタルコンテンツの種類の増加に伴い発生する教員の抱える個別の課題について対応できるよう、引き続きデジタル利活用支援員による専門的な支援を行っていく。			

No. 5 学習補助員の配置（指導課）				
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	令和3年度	学校ごとのニーズに沿った柔軟で広範な人材の配置を行い、教育活動の充実を図る。	市立小・中学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】 児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等を行う学習補助員を配置する。各学校の教育活動の支援を行うほか、一人ひとりの特性に応じて学習活動のサポートを行う。			
	【具体的取組内容】 学校管理職の指示を受け、担任の教諭等と連携しながら、学習活動の支援や安全確保の支援を行った。 (1) 配置 市立学校全校の通常の授業時及び宿泊学習等に配置 市立学校特別支援学級（知的、自閉・情緒）に配置 肢体不自由の児童・生徒へは個別に週5日配置 (2) 研修 学習補助員の資質向上を図った。 開催回数 3回 参加者数 延べ116人（令和5年度：121人）			
	【活動指標】	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	配置した学習補助員の総勤務時間数（時間）	90,387	91,401	98,231
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・特別な支援を必要とする児童・生徒へのきめ細かな対応を図ることができた。 ・宿泊学習等における児童・生徒の身辺介助や安全管理体制を整備することで、安全かつ円滑な教育活動を実施できた。			
今後の方向	引き続き学習補助員の配置を行う。なお、小平第二中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級に新たに配置するとともに、中学校の通常の学級への補助員の配置時数を増加し、各学校の教育活動への支援を行う。			
No. 6 中学校放課後学習教室の実施（地域学習支援課）				
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成26年度	学習内容の補充を目的に、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を行う。	市立中学校の生徒	
	【事業概要】 地域と学校の連携・協働による地域学校協働活動の一環として、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を実施する。			
	【具体的取組内容】 地域教育コーディネーターが学校と協議しながら、講師役となる人材の調整を行い、放課後や週末、長期休業期間中に、地域の方や元教員、大学生などを講師役として、教科の補習や定期考査、検定対策などの学習支援を実施した。			
	【活動指標】	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実施回数（回）	308	281	294
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・市立中学校全校で実施することができた。 ・多くの生徒への学習支援を実施できた。 実施回数 延べ294回 参加人数 延べ4,618人			
今後の方向	全校で安定的・効果的な取組が実施されるよう、研修会や情報交換等により、実施回数の増加及び取組内容の充実を図る。			

No. 7 第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施（図書館）

事業の内容	【開始年度】 令和2年度	【目的】 こどもの読書活動を推進する。	【対象】 こども（0～18歳）		
	【事業概要】 図書館を中心とした、こどもの教育や育成に携わる関係各課が、それぞれの分野でこどもの読書活動の推進のための事業を実施し、読書環境の整備・充実を図る。 図書館においては、幼い時期に読書習慣が身に付くような施策に取り組み、学校図書館との連携・協力体制の充実を図るとともに、小学生・中学生・高校生に対し、図書館を利用し、本に興味・関心を持つよう、読書環境の整備や講座・イベントなどの情報発信に努める。				
	【具体的取組内容】 (1) 未就学児及び就学児への取組 ① 「おはなし会」（全221回）、「絵本のへや」（全94回、乳幼児対象） 実施：全館 ② 読書意欲の向上に向けた取組 実施：全館 春及び秋の子ども読書月間（「読書ノート」配布、展示他）、本のパック貸出※など ※テーマや年齢別に、図書館職員が選んだ育児書や絵本・児童書、わらべうたのリストなどをセットにして貸し出すもの。 ③ イベント、講演会 実施：中央図書館及び地区図書館 「夏休み家族一日図書館員」、「ぬいぐるみのおとまり会」、「休館日の図書館に親子をご招待」、「こどものためのライブラリーコンサート」など ④ 学校との連携 学級文庫等へ団体貸出、ブックトーク、「夏休みおすすめ本リスト」配布、図書館見学・職業体験受け入れなど (2) 中・高校生への取組 イベント「中・高校生向け図書館ボランティア体験」（参加7人） 実施：中央図書館 (3) 保護者等への啓発 「おとなのためのおはなし会」、「読み聞かせ実践講座」（全2回）など 実施：中央図書館 (4) 関係各課との連携 保育園・幼稚園、公民館、放課後こども教室などでの読み聞かせ及び読み聞かせ講座等の実施				
	【活動指標】 おはなし会・絵本のへや開催回数（回）		令和4年度 217	令和5年度 301	令和6年度 315
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・こどもが成長過程に合った本に触れることができる機会を増やし、テーマごとに集めた本を展示するなど、読書に対する興味喚起を図る行事等の実施に努めた。 ・本のパック貸出や、あらすじを書いたカードの展示など、どの本を選べばよいか迷う保護者にも気軽に手に取ってもらえ、また普段は読まないジャンルや作家との出会いを提供する機会をつくり、利用者の読書意欲の向上を図った。				
今後の方向	こどもの読書環境の課題を検討し、令和6年度末に策定した「第5次小平市こども読書活動推進計画」に基づき、関係各課と連携しながらサービス内容を工夫し、継続的に実施していくことでこどもの読書環境の充実を図る。				

No. 8 学校図書館への支援（図書館）				
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成18年度	学校図書館の効果的な利用を図る。	学校図書館	
	【事業概要】			
	学校図書館の運営支援及び機能充実のため、学校図書館相談員の巡回及び相談業務、学校司書の市立全小・中学校への配置及び市立小・中学校への調べ学習用図書の貸出を行う。			
	【具体的取組内容】			
	(1) 学校図書館相談員の配置 仲町図書館に配置した2人が、市立小・中学校を巡回し、相談業務を行った。 主な相談内容 学校図書館システムの操作、同システムを使用した蔵書点検の支援、購入図書の選書、学校でのブックトーク など			
事業の評価	(2) 学校司書の配置 各校に1人ずつの学校司書を配置。司書教諭や図書担当教諭の指示のもと、児童・生徒たちの学校図書館の利用支援や整備等を行い、学校図書館を運営した。			
	(3) 学校司書への研修 授業支援に関する様々な実践方法の習得など、技能向上のため、講義及びワークショップによる研修を実施 内容 こどもの視点に立った読書活動の在り方や授業・読書支援について など 開催回数 6回（新人研修1回を含む）			
	(4) 調べ学習用図書の貸出 調べ学習用図書の特別団体貸出を毎週火曜日に実施 配送実績 小学校18校 延べ294回 中学校 6校 延べ 23回 貸出冊数 21,984冊			
	【活動指標】		令和4年度	令和5年度
	配送便の配送回数（回）		343	319
	令和6年度 317			
今後の方向	【具体的取組内容の自己評価】			
	・学校司書の配置により、各校の学校図書館が整備され、児童・生徒の読書活動の支援を行っている。 ・学校図書館相談員の定期的な巡回により、学校司書による図書館運営の充実に向けたサポートを行った。 ・研修により、学校司書の技能向上に努めた。			
今後の方向	・学校図書館の運営支援や機能のさらなる充実のため、学校司書と学校図書館相談員、図書館との情報共有に努めるとともに研修の充実を図る。 ・学校図書館を活用した学びの支援に向けた研究を行う。			

No. 9 ティーンズ委員会の開催（図書館）				
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成30年度	10代の読書活動の推進を図る。	市内在住・在学の中学生・高校生	
	【事業概要】			
	市内在住又は在学の中学生・高校生を対象とし、ティーンズ委員会の活動を通して、読書をするものの意義や楽しさを学び、お互いに本を薦め合うような読書環境の推進を図る。			
	【具体的取組内容】			
(1) 会議の開催 会議開催回数4回（6月～12月）				
(2) ティーンズ委員会大賞の決定				
① 選考経過				
第1回委員会 委員によるおすすめ本の意見交換				
第2回委員会 大賞候補5作品を決定				
第3回・第4回委員会 委員による話し合いで大賞（2作品）を決定				
大賞作品 「藍色時刻の君たちは」				
「嫌いな教科を好きになる方法、教えてください！」				
② 大賞作品等のPOPを作成し、仲町図書館にて展示				
【活動指標】			令和4年度	令和5年度
ティーンズ委員会の開催回数（回）			6	4
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】			
	・中高生の参加に無理のない開催回数（4回）を実施した。 ・会議により、委員同士の交流の場を提供できた。 ・同じ志を持つ生徒が集まる場を設けることで読書活動の推進に努めた。 ・大賞の選考に向けた意見交換を通じて、委員同士が様々な考えに触れることで、作品へのより深い理解を促すことができた。			
今後の方向	・委員会で選出された大賞作品の他、候補作品や委員のおすすめ等を学校図書館や市立図書館で紹介し活動の周知を図る。 ・読書に親しみのない中高生も取り込んでいけるような活動を検討し、青少年の読書活動の推進を図る。			

基本的施策２ 健やかな体の育成

令和６年度に向けての課題

（「第二次小平市教育振興基本計画の令和６年度主要事業」より抜粋）

- ・各学校で創意工夫のある体力向上に向けての取組や、小・中が連携した体力向上の取組を行っています。令和５年度の体力テストの結果からは、日常的に運動をすることについての二極化が見られたことから、楽しみながら体を動かすことを通して、運動意欲の向上と運動の日常化を目指すとともに、体育科、保健体育科の授業改善を通して、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現に向け、健やかな体づくりを考えていくことが課題です。
- ・各学校が展開してきた東京都オリンピック・パラリンピック教育において、５つの資質・能力の育成と関連付けて発展させてきた活動の中から、継続させる活動として設定した「学校２０２０レガシー」を教育活動として計画的に実施し、充実させていく必要があります。
- ・安全・安心で充実した給食の提供とともに、食育の推進、食物アレルギーへの適切な対応、衛生管理の徹底等学校給食をめぐる様々な課題への対応が求められています。

令和６年度の主要事業

- No.10 「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用
- No.11 「楽しみながら運動プログラム」の実践
- No.12 オリンピック・パラリンピック教育の推進
- No.13 小学校給食調理業務委託の実施
- No.14 食物アレルギーへの適切な対応
- No.15 学校給食費に関する保護者負担の軽減
- No.16 児童・生徒の生活習慣病予防健診の実施

成果指標

	成果指標		令和４年度	令和５年度	令和６年度
①	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点（平均値）（小学校・男）	小平市	52.9	53.5	52.3
		全 国	52.3	52.6	52.5
②	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点（平均値）（小学校・女）	小平市	53.6	54.2	54.0
		全 国	54.3	54.2	53.9
③	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点（平均値）（中学校・男）	小平市	39.3	40.9	41.4
		全 国	41	41.1	41.9
④	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点（平均値）（中学校・女）	小平市	46.1	46.9	48.2
		全 国	47.4	47	47.4
⑤	全国学力・学習状況調査（質問紙）「毎朝朝食を食べている」に対して、否定的に回答する割合（％）	小学校	3.4	3.3	3.9
		中学校	6.4	7.4	5.8
⑥	全国体力・運動能力、運動習慣等調査（質問紙）「進学後、授業以外でも運動したい」に対して、否定的に回答する割合	小学校	男 10.1	男 10	男 10.2
			女 12.4	女 11.8	女 15.7
		中学校	男 15.7	男 16.6	男 12.9
			女 20.1	女 23.7	女 17.2

主要事業の内容・実績・今後の方向				
事業の内容	No. 10 「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用（指導課）			
	【開始年度】 平成25年度	【目的】 市立学校全校において体力向上への意識を高めるとともに、各学校の体力テストの結果に基づき、体力向上に向けた取組を推進する。	【対象】 市立学校	
	【事業概要】 東京都教育委員会が『『アクティブプラン to 2020』－総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）－』に基づき、都内公立学校の全児童・生徒を対象として「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」を実施している。 これを受け、小平市では、6月の第1週に「こだいら一斉体力テスト週間」を実施し、各学校において、実施結果を基に、児童・生徒自らが課題を見つけ、体力向上への意識を高めるとともに、結果に基づいた一校一取組や小・中学校9年間を通した指導方法の改善を図る。			
	【具体的取組内容】 (1) 「こだいら一斉体力テスト週間」の設定 6月3日（月）から6月7日（金）までの5日間 (2) 「児童・生徒体力テスト記録個票」の活用 小・中連携教育の取組の一つである「体力アップチャレンジ」プログラムの一環として、児童・生徒が個人データを市独自の「児童・生徒体力テスト記録個票」に継続的に記録し、自らの記録内容を確認しながら、体力向上を図ろうとする意欲を高めるとともに、個に応じた体力向上への指導を行い、家庭への健康の増進に関する啓発を行った。			
	【活動指標】 一斉体力テスト週間実施校（校）	令和4年度 27	令和5年度 27	令和6年度 27
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 市立学校全校で体力テストの結果を踏まえた独自の取組を実施しており、始業前の時間や休み時間等を活用し、教育活動全体を通して体力向上の日常化を図っている。一方で、日常的に運動をすることについての二極化が見られることから、楽しみながら体を動かすことを通して、運動意欲の向上と運動の日常化を目指すとともに、授業改善を通して健やかな体づくりを家庭とも連携して考えていく必要がある。			
今後の方向	市立学校全校において、令和6年度の国、東京都、市及び自校の体力テスト結果の比較を基に、次年度に向けた取組目標、数値目標を定め、家庭と連携しながら日常的な活動等を展開する。			
事業の内容	No. 11 「楽しみながら運動プログラム」の実践（指導課）			
	【開始年度】 平成25年度	【目的】 児童・生徒の運動習慣の定着と意欲の向上を図る。	【対象】 市立学校	
	【事業概要】 地域の協力を得て開発した「楽しみながら運動プログラム」※を各校で実践する。 ※「楽しみながら運動プログラム」…昔遊び、体づくり運動、集団でのボール運動等、学校での教育活動及び朝の時間、休み時間、放課後・家庭において、児童・生徒が進んで体を動かそうと興味・関心を持って取り組むことができる運動プログラム			
	【具体的取組内容】 「楽しみながら運動プログラム」のリーフレットを基に、各校が実情に応じた取組を展開し、体力向上や運動習慣の定着に向けて取り組んだ。			
	【活動指標】 一校一取組実施校（校）	令和4年度 27	令和5年度 27	令和6年度 27
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 取組内容を集約し、学校に情報提供することにより、学校の実態に応じて取組の充実を促すことができた。			

今 後 の 方 向	特色ある取組を学校に情報提供することで、児童・生徒の実態に応じた多様なプログラムの実施を促し、本プログラムの質を向上させるとともに、児童・生徒の運動習慣の定着を図る。			
No. 12	オリンピック・パラリンピック教育の推進（指導課）			
事 業 の 内 容	【開始年度】 平成26年度	【目的】 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を重要な機会と捉え、児童・生徒の心身の成長につながる取組を推進する。		【対象】 市立学校
	【事業概要】 学習指導要領の目標達成を目指し、各教科等の学習内容・活動とオリンピックやパラリンピックを関連付け、「4つのテーマ（オリパラ精神、スポーツ、文化、環境）」と「4つのアクション（学ぶ、観る、する、支える）」から取組を展開し、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」及び「豊かな国際感覚」の重点的に育成すべき5つの資質を育成する。			
	【具体的取組内容】 育成すべき資質ごとの各校の取組 ・スポーツ志向の普及・拡大 オリンピアンやパラリンピアンによる実演及び講演、なわとび指導、ダンス教室 ・障害者理解 知的障がい者サッカー体験、パラアスリートによる講演会、義肢装具士による講演・体験 ・日本人としての自覚と誇り 紙芝居教室、けん玉指導、七宝焼体験、箏演奏会 ・ボランティアマインドの醸成 校内及び地域の清掃活動、美化活動、動物・環境保護 ・豊かな国際感覚 異文化理解、民族楽器、馬頭琴の演奏会、オペラ演奏会			
	【活動指標】 オリンピック・パラリンピック教育推進実施校数 (校)	令和4年度 27	令和5年度 27	令和6年度 27
	【具体的取組内容の自己評価】 ・市立学校全校で児童・生徒の実態を踏まえた体験的な学習活動を実施した。 ・専門家やアスリートの姿から、努力することやあきらめないことの大切さを学び自身の生活に生かそうとする意欲を育てることにつながった。 ・日常的に触れる機会の少ない「パラスポーツ」の体験を実施した学校では、障がい理解や共生社会の在り方などに児童・生徒が考えを深めることができた。			
今 後 の 方 向	小平市東京オリンピック・パラリンピック子ども夢・未来基金の一般財源相当部分を活用し、令和6年度までの事業として実施していたため、令和6年度末をもって廃止となった。			

No. 13 小学校給食調理業務委託の実施（学務課）				
事業内容	【開始年度】 平成24年度	【目的】 給食調理業務の民間委託を進めることで、給食の質を維持し、安全・安心で安定した給食を提供する。	【対象】 市立小学校	
	【事業概要】 平成23年8月に策定した「小平市立小学校給食の基本方針」に基づき、自校方式による小学校給食の調理業務を段階的に委託化する。			
	【具体的取組内容】 (1) 新規調理業務委託 令和3年度までに12校の給食調理業務の委託化を進めていたが、令和3年12月に公表した「令和4年度以降の小学校給食調理業務委託の実施について」で、令和4年度から令和8年度までの給食調理業務委託について定め、令和5年度から小平第三小学校及び小平第七小学校での給食調理業務委託を開始し、委託校を14校とした。 その後の給食調理員の退職状況等を鑑みて令和5年12月に追加変更を行い、令和7年度から小平第八小学校で給食調理業務委託を開始し、委託校を15校とした。 さらにその後の給食調理員の退職状況等を鑑みて令和6年12月に追加変更を行い、令和8年度から小平第五小学校及び小平第九小学校で給食調理業務委託を開始し、委託校を17校とする予定とした。 (2) 受託事業者の選定 給食業務の企画等について提案させ、給食の質を確保するために、価格と品質を総合的に評価するプロポーザル方式により選定した。 ① 小平第一小学校（選定）令和6年度（業務開始）令和6年8月～ ② 小平第八小学校（選定）令和6年度（業務開始）令和7年4月～【新規】 ③ 小平第六小学校・小平第十三小学校（選定）令和6年度（業務開始）令和7年4月～ ④ 小平第十二小学校・上宿小学校（選定）令和6年度（業務開始）令和7年4月～ ※ ③と④については、これまでの各校ごとの契約から複数校一括契約とした。 (3) 令和6年度の取組内容 令和6年度には、令和7年4月から給食調理業務委託を開始する小平第八小学校について、受託事業者の選定、磁器食器の購入、配膳ワゴンの買い替え、食器消毒保管庫の増設、食器洗浄機の改修等を行った。 また、小平第五小学校、小平第九小学校について、令和8年4月から調理業務を委託することとした。			
	【活動指標】 累計委託校（校）	令和4年度 12	令和5年度 14	令和6年度 14
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 ・複数校一括契約への契約方法の見直しにより、学校間の人事交流、欠員対応など、安定的な給食提供が期待できる。 ・委託校では、給食運営委員会（保護者、学校、委託事業者、教育委員会により構成）を定期的に開催し、保護者や児童の声を給食に反映させ、よりよい給食運営となるよう取り組んでいる。			
今後の方	・委託実施校における日常の給食運営状況や、給食運営委員会での意見などから、これまでの委託事業の実施状況が良好であったと判断し、引き続き調理業務委託を進めていく。 ・令和7年度には、令和8年度から給食調理業務委託を実施する小平第五小学校及び小平第九小学校の設備等を整備する。 ・令和8年度以降は、市直営の学校が2校（小平第十小学校及び小平第十五小学校）となるが、この2校の今後の運営方法について検討を行う。			
No. 14 食物アレルギーへの適切な対応（学務課）				
事業内容	【開始年度】 平成26年度	【目的】 市立小・中学校における食物アレルギーについての知識の向上と対応の徹底を図る。	【対象】 市立学校の教職員	
	【事業概要】 「小平市立小・中学校における食物アレルギー対応方針（平成26年3月作成）」（以下、対応方針）、「小平市立小学校における食物アレルギー対応マニュアル（令和3年4月作成）」（以下、小学校対応マニュアル）等に基づき、統一的な食物アレルギー対応を行う。 また、学校関係者のアレルギーに関するさらなる知識の向上と共通認識を図るため食物アレルギー研修を実施する。			

	【具体的取組内容】 (1) アレルギー疾患対応研修会（東京都主催）への参加 養護教諭及びアドレナリン自己注射薬を携行する児童・生徒の学級担任教諭等が研修を受講した。 受講者数 42人 (2) 食物アレルギーに関する校内研修の実施 (3) 令和6年4月、市立中学校でのアレルギー対応食提供開始に伴い、対応方針を改定し、「小平市立中学校における食物アレルギー対応マニュアル」（以下「中学校対応マニュアル」という。）を作成した。 (4) 小学校・中学校対応マニュアルに基づく給食のアレルギー対応の実施。			
	【活動指標】 東京都主催研修会等参加者数（人）	令和4年度 65	令和5年度 40	令和6年度 42
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・学校における食物アレルギー対応について、研修受講者の理解を深めることができた。 ・小学校においては、対応方針及び小学校対応マニュアルに沿った運用を行うことで、より一層児童の安全確保ができるようになった。 ・中学校においては、中学校対応マニュアルや説明用動画を作成し、周知することで、令和6年4月から安全にアレルギー対応食の提供を開始することができた。			
今後の方向	・東京都もアレルギー疾患対応研修に力を入れており、アレルギー疾患をもつ児童・生徒の学級担任教員等に受講を促していく。 ・食物アレルギー対応は児童・生徒の命に関わるため、今後も教職員への研修実施を継続していく。 ・各小・中学校において安全にアレルギー対応食を提供する体制を維持していく。			
No. 15 学校給食費に関する保護者負担の軽減（学務課）				
事業の内容	【開始年度】 令和5年度	【目的】 教育費に係る保護者の経済的負担の軽減を図る。		【対象】 市立小・中学校に通う児童・生徒の保護者
	【事業概要】 多子世帯における学校給食費の保護者負担を軽減するため、令和6年1月から第3子以降の学校給食費無償化を開始した。 令和6年度は、令和6年3月末に東京都が公立学校給食費負担軽減事業補助金を創設し、補助金（1/2）の活用が可能となったことから、令和6年6月に多子世帯に限らず子育て世帯の教育費に要する家庭負担を軽減するため、学校給食費を無償化した。 なお、無償化の期間は令和6年4月分から遡ることとし、既に徴収した1学期の給食費は、9月下旬から10月に返金を行った。 また、学校給食費無償化に伴い、食物アレルギー等により、毎日給食代替弁当を持参する児童・生徒の保護者に対し、学校給食を喫食する児童・生徒の保護者と同様に経済的負担を軽減することを目的に補助金の交付を行った。			
	【具体的取組内容】 (1) 学校給食費の無償化 児童・生徒の保護者に対し、学校給食費の無償化を実施した。 対象児童・生徒数 13, 317人 無償化補填金額 775, 536, 790円 (2) 食物アレルギー等による学校給食代替弁当補助 食物アレルギー等により給食を毎日喫食できない児童・生徒が持参する給食代替弁当を用意する保護者に対し補助金を交付した。 対象児童・生徒数 16人 補助金交付額 860, 716円 (3) 物価高騰対策 急激な食材料費の高騰により、給食1食当たりの食材料費が学校給食費を上回る状況となっていたことから、令和6年4月以降の学校給食費を約19.5%改定した。しかしながら、その後も生産コストの上昇等様々な要因により学校給食の食材料費の高騰が続いていたことから、学校給食の質を維持するために、令和7年度から1食当たり約6.9%の食材費補助を実施することを決定した。			

	【活動指標】 ※設定なし	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 教育費に係る保護者の経済的負担を軽減することができた。			
今後の 方向	・国や東京都の動向を注視し、学校給食費の無償化及び食物アレルギー等による学校給食代替弁当補助の継続について検討する。 ・物価高騰対策として、学校給食の質を維持するために、食材費補助の継続を検討する。			
No. 16	児童・生徒の生活習慣病予防健診の実施（学務課）			
事業の 内 容	【開始年度】 昭和60年度	【目的】 児童・生徒の生活習慣を改善し、生活習慣病を予防する。	【対象】 市立小学校第1学年・第4学年及び中学校第2学年の肥満度30パーセント以上の児童・生徒	
	【事業概要】 市内指定の医療機関で生活習慣病予防健診を実施するとともに、学校において生活習慣見直しのためのフォローアップを行う。			
	【具体的取組内容】 (1) 健診の実施 対象学年である小学校第1学年、第4学年及び中学校第2学年に加え、他学年の肥満度が高い児童・生徒についても受診対象者とし、個別方式での健診を実施した。 (2) 令和6年度実績 対象学年（小学校）第1学年11人、第4学年20人 （中学校）第2学年8人 他学年（小学校）第2学年3人、第3学年2人、第5学年2人、第6学年1人 （中学校）第1学年2人、第3学年3人 (3) フォローアップの実施 健診実施後、健診結果に基づき学校で養護教諭及び栄養士によるフォローアップを実施した。 (4) フォローアップマニュアルの作成 これまで学校ごとに対応していたフォローアップについて、全校で統一した対応ができるよう「生活習慣病予防のためのフォローアップ実施マニュアル」を作成し、令和7年度からの運用に向けて全校に周知した。			
	【活動指標】 生活習慣病予防健診受診率（％）	令和4年度 32.6	令和5年度 29.4	令和6年度 32.1
	事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・対象学年の児童・生徒への受診案内のほか、対象学年に受診意向の確認を事前に行い、受診見込数を確認することで、他学年の肥満度が高い児童・生徒に対して幅広く受診の機会を与えることができた。 ・受診結果を基に必要な指導につなげることができ、学齢期からの生活習慣病予防を促進することができた。 ・フォローアップマニュアルを作成し、周知することで、令和7年度から全校で統一したフォローアップを実施できる体制を構築することができた。		
今後の 方向	引き続き健診及びフォローアップを実施し、児童・生徒の生活習慣病の予防と生活習慣の改善に努める。			

基本的施策3 豊かな心の育成

令和6年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和6年度主要事業」より抜粋)

・いじめや不登校、暴力行為等は、以前より、学校・家庭・地域が連携して取り組んできた重要な課題です。さらに、近年は、ネットいじめや引きこもり等、その内容も変化し、原因となるものや対応が多様化、複雑化しています。

小平市では、小平市いじめ防止基本方針（令和4年度改定）及び各学校のいじめ防止基本方針に基づき、組織的、計画的にいじめ防止の取組を推進しています。今後も、基本方針に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関との連絡・連携をより密にし、様々な問題行動への対応の徹底を図っていく必要があります。

・変化の激しいこれからの社会を生きていくため、こどもたちの生きる力を育むことが求められています。学校や地域での様々な集団活動を通じて、相互理解を深め、自尊感情や自己肯定感を高め、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる必要があります。

令和6年度の主要事業

No.17 いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進

No.18 児童会・生徒会サミットの実施

No.19 人権教育の推進

No.20 スクールソーシャルワーカー活用事業の実施

No.21 校内別室指導支援員の配置

No.22 校内別室指導学級の設置

成果指標

	成果指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	全国学力・学習状況調査（質問紙）「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」に対して、肯定的に回答する割合（％）	小学校	97.4	96.6	96.5
		中学校	95.8	94.9	95.5
②	全国学力・学習状況調査（質問紙）「自分と違う意見について考えるのは楽しい」に対して、肯定的に回答する割合（％）	小学校	72.6	76.6	75.7
		中学校	76	76.1	77.1
③	不登校の発生率	小学校	1.9	2.1	2.1
		中学校	6.3	7.4	7.5

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 17 いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進（指導課）

事業の内容	【開始年度】 平成25年度	【目的】 小平市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針を策定し、具体的ないじめ防止の取組を行うことにより、学校における組織的ないじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげる。		【対象】 市立学校
	【事業概要】 令和4年度に改定した「小平市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止の取組を行う。また、市立学校全校で年3回以上のいじめ防止授業に取り組み、より実効的ないじめ防止対策を推進するための具体的な取組を進める。			
	【具体的取組内容】 (1) 「小平市いじめ防止基本方針」の改定（令和7年1月） 生徒指導提要やいじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）の改訂を受け、より実効的ないじめ対策を推進するため、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の審議内容を踏まえ、「小平市いじめ防止基本方針」の改定を行った。 また、各校に「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行うこと、及び学校ホームページや保護者会を通じて保護者への周知を図るよう指示した。 (2) 各校の取組 学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策委員会を核として、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の取組などを推進した。 (3) 小平市いじめ問題対策連絡協議会の開催 会議開催回数 2回 (4) 小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の開催 中立、公平な第三者機関として、いじめ問題の対策、推進について協議するほか、発生したいじめ重大事態について調査を行うとともに、審議を行った。 会議開催回数 8回 (5) いじめ重大事態の発生報告 1件 (6) 調査報告書の作成 2件 (7) 調査報告書を受けた取組 調査報告書の「再発防止に向けた提言」を受け、施策に反映した。			
	【活動指標】 年3回以上のいじめ防止授業を実施した学校（校）	令和4年度 27	令和5年度 27	令和6年度 27
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 ・小平市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、各校における、いじめ問題に対する年間を通じた計画的・組織的な取組を推進した。 ・市立学校全校が学校いじめ防止基本方針に基づいた対応の徹底や、いじめ防止授業、児童・生徒、保護者、地域にいじめ防止の取組について発信しながら、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組むことができた。 ・小平市いじめ問題対策連絡協議会において、市のいじめ問題に関する状況等について協議し、学校と関係機関、地域社会との連携を強化することの必要性を共有することができた。 ・小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の審議内容を踏まえ、小平市いじめ防止基本方針を改定した。 ・小平市教育委員会いじめ問題対策委員会がまとめたいじめ重大事態の調査報告書に示された「再発防止に向けた提言」の内容を踏まえた取組を市立学校全校で実施し、互いを思いやり生命や人権を大切にする態度の育成に取り組んだ。 ・異学年交流や体験活動の充実を図り、児童・生徒が相互理解を深め、よりよい人間関係を構築できるようにした。			

今 後 の 方 向	・「学校いじめ防止基本方針」の運用状況を確認し、学校評価において「いじめ防止」を評価項目に位置付け、改善に向けた取組を推進する。 ・市立学校全校で「こだいら特別活動の日」の設定をはじめ、特別活動を中心に、児童・生徒一人ひとりがよりよい学級・学校づくりについて主体的に考え、自分も人も大切にできる実践的な意欲、態度を育成する。 ・児童・生徒による主体的ないじめ防止の活動や、いじめを訴えやすくするためのアンケートの工夫、学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な認知と組織的な対応の徹底など、学校での早期対応を推進する。 ・小平市いじめ問題対策連絡協議会を年2回開催し、家庭、地域及び関係機関との連携を一層強化するとともに、効果的ないじめ防止の取組を推進する。 ・小平市教育委員会いじめ問題対策委員会において、いじめ重大事態の調査や学校のいじめ問題への対応について審議し、いじめ問題の早期解決に向けた効果的な取組について検討する。 ・いじめ重大事態調査報告書の「再発防止に向けた提言」を実行し、同種の事案の再発防止に努め、年2回、教育委員会に報告する。			
No. 18	児童会・生徒会サミットの実施（指導課）			
事 業 の 内 容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	令和6年度	児童・生徒が、互いの意見の違いを超え、よさを生かしながら合意形成を図ったり、効果的に自己決定につなげたりする活動を通して、問題解決に関わる実践的な力を育成する。	市立学校各校代表児童・生徒	
	【事業概要】 「こだいら特別活動の日」を設け、各学校での特別活動の公開授業の実施とともに、各学校の代表児童・生徒による児童会・生徒会サミットを実施し、こどもたちの自主的・実践的な態度を育む。			
	【具体的取組内容】 ・小平市立学校特別活動指導資料等作成委員会において、児童会・生徒会サミットの進め方について協議するとともに、市立学校教員向けに「とっかつだより」を作成し、配付した。 ・「自分も人も大切にできる学校づくり」をテーマに、各校の取組を全校で共有した。 ・中学校区ごとに、小学生と中学生が各学校でテーマについてまとめてきたことを話し合い協議することで、課題解決の力が高まった。 ・中学校区ごとに話し合い「人権標語」を作り、発表することを通して、自分たちの中学校区で取り組む内容を明確にして、実行できた。			
	【活動指標】 具体的な取組実施校（校）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				27
事 業 の 評 価	【具体的取組内容の自己評価】 ・特別活動指導資料等作成委員会を年5回開催し、市内全校の教員が同じ土台に立てる情報を発信することで、特別活動に関しての理解促進を図った。 ・中学校区ごとに小・中で連携し、具体的な取組を実施したり共有したりし、こどもたちの自主的・実践的な態度を育んだ。 ・令和6年12月に小学校第4学年から第6学年、中学校全学年で実施した「小平市立学校『特別活動』アンケート調査」では、約88%の児童・生徒が友達の意見を尊重しながら、話し合い活動を行っているという回答があった。			
今 後 の 方 向	・市立学校全校で共通して取り組むことで、人格的、社会的な自立を培い、自主的、実践的な態度を育む基盤となる特別活動の充実を図る。 ・保護者、地域と一体となった特別活動の取組を推進することを通して、学級・学校経営についての理解促進を図る。 ・こどもたちが主体的によりよい生活や人間関係を築こうとする態度や能力を身に付けられるよう本事業を継続するとともに、次年度は地域をキーワードとした取組を行う。			

No. 19 人権教育の推進（指導課）				
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成28年度	「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権尊重の理念に基づき、健全な心を育む基盤となる人権感覚と意識を育む。	市立学校	
	【事業概要】			
	・「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した教職員の研修及び授業を行う。 ・人権教育推進委員会を年3回実施する。 ・東京都から人権尊重教育推進校の指定を受けた学校において、人権教育の研究及び実践を行う。			
	【具体的取組内容】			
事業の内容	(1) 教職員の研修実施 市立学校全校で、教職員の人権感覚を高める研修会を系統的、計画的に実施した。 また、いじめ防止授業をはじめとした、児童・生徒の正しい人権意識の育成をねらいとした授業に係る指導法の工夫について研修を行った。			
	(2) 人権教育推進委員会の開催 第1回 令和5年度人権尊重教育推進校の実践について 第2回 国立ハンセン病資料館を活用したフィールドワーク 第3回 人権尊重教育推進校の研究発表会への参加			
	(3) 東京都人権尊重教育推進校における研究成果の共有 小平第九小学校の研究成果を人権教育推進委員会で発表し、市立学校における人権教育の質の向上を図った。 推進校 小平第九小学校（令和4年度から令和5年度まで）			
事業の内容	【活動指標】	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人権教育推進委員会の開催回数（回）	3	3	3
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】			
今後の方向	・人権教育推進委員会を年3回開催し、教育活動全体を通して組織的・計画的に人権教育を推進することの重要性や様々な人権課題についての理解と認識を深められるようにした。 ・市立学校全校で「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した教員研修を実施し、教員に求められる人権感覚について理解促進を図った。			
	・「人権教育プログラム（学校教育編）」を学習活動に効果的に活用できるようモデルとなる授業実践事例を収集する。 ・社会状況や市の状況を踏まえて重点とする人権課題を見直し、人権教育推進委員会で扱うテーマを精査する。 ・先行的な取組や成果のあった活動を各校に展開するために、学習者用端末を用いるなどして情報共有を図る。 ・他地区で実施する令和7年度の人権教育推進校研究発表会における研究成果を共有し、自校の人権教育の推進を図る。 ・令和7・8年度東京都人権尊重教育推進校である小平第十五小学校の研究成果を共有し、市立学校における人権教育の質の向上を図る。			

No. 20 スクールソーシャルワーカー活用事業の実施（指導課）				
事業の内容	【開始年度】 平成20年度	【目的】 スクールソーシャルワーカーによる相談・支援を通して、福祉的な観点から関係機関との連携を構築し、課題の解決を図る。	【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】 児童・生徒の不登校や虐待等に対して、福祉的な視点から、環境に働きかけ、現状把握及び原因分析、教職員へのコンサルテーション等を行い、課題を解決するスクールソーシャルワーカーを各中学校に100日配置する。			
	【具体的取組内容】 各中学校に概ね100日配置し、児童・生徒及び保護者の支援を行った。			
	【活動指標】 スクールソーシャルワーカーの活動日数（日）	令和4年度 778	令和5年度 775	令和6年度 808
事業の価 評	【具体的取組内容の自己評価】 スクールソーシャルワーカーが家庭訪問等による児童・生徒及び保護者への相談等の支援を行い、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関、教育相談室や教育支援室「あゆみ教室」、市内の福祉関係各課等の社会資源と日常の児童・生徒の情報を共有することに加え、小平市要保護児童対策地域協議会等を通して連携し、児童・生徒の不登校解消を含めた、家庭環境の改善を支援した。			
今後の方 向	小・中連携の視点を含めた年間配置日数等について、現在の活動日数を最大限活用し、丁寧な支援を行うとともに、スーパーバイザーによるスクールソーシャルワーカーへの支援を通して、スクールソーシャルワーカーの資質・能力の向上を図る。			
No. 21 校内別室指導支援員の配置（指導課）				
事業の内容	【開始年度】 令和5年度	【目的】 支援員を配置し、不登校及び不登校傾向の生徒に対し、校内における教室以外の居場所において一人ひとりの状況に応じた支援を行う。	【対象】 市立中学校に在籍する生徒	
	【事業概要】 市立中学校に在籍する不登校及び不登校傾向の生徒に対し、校内における教室以外の居場所において一人ひとりの状況に応じた学習支援、相談などを行うための支援員を配置する。			
	【具体的取組内容】 ・令和5年度は1校（花小金井南中学校）に支援員を配置していたが、令和6年度は3校（花小金井南中学校、上水中学校、小平第四中学校）に配置を拡充して実施した。 ・校内における教室以外の居場所において、開設時間帯は教員免許をもつ支援員を常に配置し、学習支援や相談を行った。			
	【活動指標】 校内別室指導支援員の配置人数（人）	令和4年度 	令和5年度 2	令和6年度 6
事業の価 評	【具体的取組内容の自己評価】 ・不登校及び不登校傾向にある生徒の教室以外の居場所を確保するため、別室開設時には常に支援員の配置を行った。 ・教室以外の居場所に支援員がいることで、生徒は安心して過ごすことができ、登校の選択肢が増えた。 ・支援員による学習支援や教育相談を継続的に行うことで、不登校及び不登校傾向にある生徒一人ひとりの状況に応じた多様な学びの場を確保し、支援を充実させることができた。			
今後の方 向	不登校及び不登校傾向にある生徒の特性に応じ、一人ひとりに合った支援を充実させるよう、教室以外の居場所における学習支援や相談のあり方を検討していく。			

No. 22 校内別室指導学級の設置（指導課）				
事業の内容	【開始年度】 令和6年度	【目的】 不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、正規の教員も配置し、実態に応じた支援を行う。	【対象】 市立中学校に在籍する不登校あるいは不登校傾向にある生徒	
	【事業概要】 市立中学校に在籍する不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行うため、東京都の事業であるチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を上水中学校に設置する。 ゆとりある生活時程等の実施により、登校日数の増加、学習内容の定着、学校内外の機関等による相談・指導等を全生徒が受けられるようにする。			
	【具体的取組内容】 ・教職員定数配当基準に基づき、正規の教員を配置し、一人ひとりの実態に応じた指導を行った。 ・進路実現を想定した学習指導等を、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、1校時を登校及び朝の学級活動等にあてるなど、ゆとりある生活時程を組み実現した。 ・校内の他の教員や養護教諭、スクールカウンセラー等と連携した支援を行った。 ・指導に当たっては、在籍生徒の実態に応じ、教室内をパーティションで分割するなど心理的負担を軽減させた。			
	【活動指標】 校内別室指導学級の設置校数（校）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				1
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・正規の教員が配置されたことで、在籍生徒の実態に応じたゆとりある生活時程を実現することができた。 ・ゆとりある生活時程等を実現したことで、一部の生徒は、昨年度に比べて多く登校することができた。			
今後の方向	・引き続き、ゆとりある生活時程等の実施により、登校日数の増加、学習内容の定着、学校内外の機関等による相談や指導等を全生徒が受けられるようにする。 ・入級希望者が増えた際の効果的な指導方法について、他自治体の取組などを研究する。 ・令和7年度から令和11年度までの間、文部科学省の研究開発学校の指定を受け、チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の効果を検証する。			

基本的施策 4 自立心の養成

令和 6 年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和 6 年度主要事業」より抜粋)

・児童・生徒が、情報化やグローバル化等、急速かつ激しく変化する時代を生き抜いていくには、学校生活や家庭、地域生活の中で発達の段階に応じた社会性や人間性を育むことが求められています。また、社会や生活環境の変化の中で、児童・生徒が自ら判断し、行動できる力を身に付けさせる必要があります。

東京都教育委員会が策定した「教育施策大綱」(令和 3 年 3 月)では、「自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる」「他者への共感や思いやりをもつとともに、自己を確立し、多様な人々が共に生きる社会の実現に寄与する」姿が未来の東京に生きるこどもであると示されています。

・誰もが情報の受け手だけでなく送り手にもなり得る情報社会において、情報モラルやセキュリティ等、情報手段を正しく有効に活用するための知識、判断力、心構えを身に付けさせる取組や教育活動が求められています。

令和 6 年度の主要事業

No.23 小・中学校におけるキャリア教育の推進

No.24 実践的な安全教育の実施

No.25 小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進

成果指標

	成果指標		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①	全国学力・学習状況調査(質問紙)「人の役に立つ人間になりたいと思う」に対して、肯定的に回答する割合(%)	小学校	96.4	95.5	96.4
		中学校	93.3	92.1	93.5
②	全国学力・学習状況調査(質問紙)「将来の夢や目標を持っている」に対して、肯定的に回答する割合(%)	小学校	82.1	81.3	81.9
		中学校	64.1	59.1	64.6

主要事業の内容・実績・今後の方向				
No. 23	小・中学校におけるキャリア教育の推進（指導課）			
	【開始年度】 平成14年度	【目的】 児童・生徒が自己理解を深めながら主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、望ましい勤労観・職業観や自尊感情等を育む。	【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】 各教科・領域等の学習や体験活動を通して、社会生活にはいろいろな役割があることやその大切さを知ること、夢や目標に向かってあきらめずに努力することの大切さなどを学ぶなど、意図的・計画的にキャリア発達を促す取組を実施する。			
	【具体的取組内容】 ・227事業者の協力により、市立中学校第2学年を対象に3日程度の職場体験を実施した。 ・職場体験が円滑に進むよう、関係市内事業所との連絡調整の場として、小平市中学生職場体験推進連絡会議を開催した。 ・発達段階に応じてキャリア・パスポートを活用し、キャリア教育を系統的、計画的に実施し、取組の充実を図った。			
	【活動指標】 職場体験受入事業所数（事業所）	令和4年度 中止	令和5年度 234	令和6年度 227
事業の内容	【事業の評価】 ・各校において「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「意思決定能力」の育成に取り組み、児童・生徒が、夢や希望を持って将来の生き方や生活について前向きに考え、様々な人々とコミュニケーションを図り、協力・共同して取り組むことの良さを感じることができた。 ・中学校進路指導主任会と指導課が連携して作成した教材（こだいら職場体験わくわくワークシート）を用いて計画的に職場体験を実施することができた。 ・職場体験を通して、勤労観・職業観の育成を図ることができた。			
	【今後の方向】 引き続き関係機関と連携し、受入事業所の拡充に努めつつ、キャリア教育のさらなる充実に取り組む。			
No. 24	実践的な安全教育の実施（指導課）			
	【開始年度】 平成26年度	【目的】 児童・生徒自身の危険回避能力を高めるため、「自分のことは自分で守る」意識と実践力を身に付けさせる。	【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】 児童・生徒の防災・減災意識や危険回避能力の向上を図るため、具体的な災害発生時の状況に即した実践的な避難訓練などの計画を立て、実施する。			
	【具体的取組内容】 緊急地震速報受信機の警報音を使った避難訓練や、市立学校全校が5月1日に一斉に実施する引き渡し訓練、保護者や地域の方を交えた避難訓練など、実践的な体験型の防災、防犯、交通安全に関する取組を、小平警察署、小平消防署などの関係機関と連携しながら実施した。			
	【活動指標】 緊急地震速報訓練を実施した学校数（校）	令和4年度 27	令和5年度 27	令和6年度 27

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・関係機関と連携した体験的かつ実践的な訓練の実施を通して、児童・生徒自身に非常時の行動について考えさせることができた。 ・自分の身は自分で守るという自助の意識の向上及び共助・公助の大切さについて発達段階に応じて考えさせることができた。 ・年度初めの時期に市立学校全校で引き渡し訓練を実施したことは、家庭や地域に向けた非常時の動きについての啓発となり有意義であった。				
今後の方向	・社会や生活環境の変化の中で、児童・生徒が自ら判断し、行動する力を身に付けるために、「安全教育プログラム」、「防災ノート」等の資料を活用しながら、より効果的な取組を推進していく。 ・児童・生徒が災害発生時に情報を正しく判断し、自らの行動選択に生かすことができるよう、情報モラルやセキュリティに関する教育を充実させる。				
No. 25 小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進（指導課）					
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】		
	平成27年度	急速に進む情報社会における情報モラルやセキュリティに関する知識を高め、適切な情報活用能力を養う。	市立学校に在籍する児童・生徒		
	【事業概要】 児童・生徒がインターネットの危険性や安全な利用方法、情報モラル等の知識を身に付けるために、外部人材を活用しながら教科等及びセーフティ教室などで、情報モラル教育の充実を図る。 また、全市立小学校で学習者用端末を活用した授業やプログラミング教育の充実を図る。				
	【具体的取組内容】 ・「小平市立学校における情報活用能力の育成指針（改訂版）」を基に、市立小・中学校全体で発達の段階に応じて身に付ける資質・能力を踏まえた指導を行った。 ・児童・生徒の実態や指導の内容によって、学習者用端末を効果的に活用した「オンライン授業」を実施した。 ・情報教育推進委員会において、授業支援システムの活用に関する講義・演習や実践報告を行うとともに、学校や家庭におけるICTの効果的な活用をテーマとした研修を行った。				
	【活動指標】		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	情報モラル教育を実施した学校数（校）		27	27	27
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・外部人材を活用した授業等により、児童・生徒、保護者及び教員の情報モラル意識の向上に向けた取組の充実を図った。 ・情報教育推進委員会及びプログラミング研修会で、小学校・中学校におけるプログラミング教育の実践事例を共有したり実際に教材に触れながら体験したりすることで、各学校のプログラミング教育の充実を図った。				
今後の方向	・インターネットの安全な利用方法、情報モラル等の知識を身に付けるための情報モラル教育の充実を図る。 ・「情報活用能力の育成指針（改訂版）」に基づき、各校の実状に応じた情報モラル、情報リテラシーの教育を充実させる。				

基本的施策5 一人ひとりを大切にし共に学ぶ教育の充実

令和6年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和6年度主要事業」より抜粋)

・特別な支援を必要とする児童・生徒の生きる力を高め、生活や学習上の困難を改善するためには、地域で育み、支える関係づくりや、一人ひとりの特性に応じたつながりのある指導・支援、豊かな学びを実現する環境整備を行う必要があります。

小平市では、令和3年3月策定の「小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画」に基づき、「ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備」、「関係機関の連携によるネットワークの構築」、「理解・啓発、相談体制の充実」の3つの基本指針に沿って、5年間の計画において特別支援教育を総合的に推進します。

当該計画に基づき、各事業内容と支援体制を充実させ、誰もが生き生きと過ごせる共生の地域づくりに向けた特別支援教育の充実が求められています。

令和6年度の主要事業

No.26 就学支援委員会の開催

No.27 小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営

No.28 中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の開設に向けた準備

No.29 医療的ケア児に対する看護師配置の実施

成果指標

	成果指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、学校生活支援シート、個別指導計画を作成している割合(%)	小学校	100	100	100
		中学校	100	100	100

主要事業の内容・実績・今後の方向				
No. 26 就学支援委員会の開催（指導課）				
事業の内容	【開始年度】 平成29年度	【目的】 児童・生徒の状態や教育的ニーズ、学校の状況等を踏まえ、より総合的な観点から就学先の判断を行う。	【対象】 市立学校への就学予定者及び市立学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】 特別な支援（医療的ケアを含む）に対する児童・生徒や保護者のニーズが多様化している中で、就学支援委員会の構成員に臨床心理士等心理学の専門家を加え、より総合的な観点から就学先の判断を行う。			
	【具体的取組内容】 ・就学支援委員会及び情緒小委員会に毎回1人の心理学の専門家を出席させ、当該委員の専門的知見に基づく意見・助言と教育学、医学などとを合わせた総合的な観点での就学先の判断を行った。 ・医療的ケア実施の適否について、専門医を委嘱し、意見を聴取した。			
	【活動指標】 臨床心理士等心理学の専門家の配置人数（人）	令和4年度 3	令和5年度 3	令和6年度 3
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・臨床心理士の参加により、対象児童・生徒に対する特別支援教育の利用の有無（入級・入室の可否等）や支援方法、関係機関との連携などの助言を得ることで、一人ひとりの特性を踏まえた審議を行うことができた。 ・臨床心理士の意見等を踏まえて、自閉症・情緒障がい特別支援学級の入級基準を改めて整理することができた。 ・医療的ケアについて、専門医の意見を踏まえ、教育委員会として実施の適否の判断をすることができた。			
今後の方向	就学支援委員会及び情緒小委員会における専門家の意見等は、総合的な判断により適切かつ効果的な支援につなげるために必要であり、今後も臨床心理士等の心理学の専門家の活用を継続する。			
No. 27 小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営（指導課）				
事業の内容	【開始年度】 令和6年度	【目的】 児童が抱える生活や学習上の困難さを踏まえ、一人ひとりの特性に応じた学びの場を提供する。	【対象】 市立小学校に在籍する児童	
	【事業概要】 小平第四小学校において自閉症・情緒障がい特別支援学級の定着を図る。また、通学支援として通学バスを運行する。			
	【具体的取組内容】 ・令和6年4月、小平第四小学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級「こげら学級」を開設し、12名の児童が学習を開始した。 ・通学支援のため、通学バスを2台運行し、児童の通学に対する負担を軽減した。 ・特別な支援を必要とする児童に対し、教員が適切な指導を実施するため、作業療法士を配置し、学級の運営を支援した。 ・自閉症・情緒障がい特別支援学級の学級運営の課題等を踏まえ、入級基準を改めて整理した。			
	【活動指標】 学級数（学級）	令和4年度 —	令和5年度 —	令和6年度 2

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・小学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置したことにより、個々の児童の教育的ニーズに応じた学びの場を新たに整備することができた。 ・開設初年度の学級運営において、学校と教育委員会で密に情報共有し連携することにより、具体的な対応を実施することができた。			
今後の方向	学級が落ち着いた環境で児童が安心して通える場所となるよう、学級の安定、充実した運営に向けて、学校と教育委員会で協力して取り組んでいく。			
No. 28	中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の開設に向けた準備（指導課）			
事業の内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 生徒が抱える生活や学習上の困難さを踏まえ、一人ひとりの特性に応じた学びの場を提供する。	【対象】 市立中学校に在籍する生徒	
	【事業概要】 小平第二中学校への自閉症・情緒障がい特別支援学級開設準備を進める。			
	【具体的取組内容】 ・令和5年度に実施した実施設計に基づき、教室改修工事を行った。 ・開設に向けて、教育課程等について検討、入級相談を行った。 ・開設準備委員会を3回開催するとともに、必要に応じて教育課程を検討する会議を開催した。 ・自閉症・情緒障がい特別支援学級の学級運営の課題等を踏まえ、入級基準を改めて整理した。			
	【活動指標】 開設準備委員会開催回数（回）	令和4年度 1	令和5年度 6	令和6年度 3
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ソフト・ハード両面での開設準備を着実に進め、7人の生徒の入級が決まった。			
今後の方向	学級が落ち着いた環境で生徒が安心して通える場所となるよう、学級の安定、充実した運営に向けて、学校と教育委員会で協力して取り組んでいく。			
No. 29	医療的ケア児に対する看護師配置の実施（指導課）			
事業の内容	【開始年度】 令和6年度	【目的】 日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒（以下「医療的ケア児」という）に対し、安全で適切な医療的ケアを実施し、安心して学校に通うことができるよう支援するとともに、保護者の負担軽減を図る。	【対象】 市立学校に在籍する医療的ケア児	
	【事業概要】 市立学校に在籍する医療的ケア児に看護師を配置し、医療的ケアを実施することで、医療的ケア児が安心して学校に通うことができるようにするとともに、保護者の負担の軽減を図る。			
	【具体的取組内容】 市立学校に在籍する医療的ケア児に看護師を配置し、医療的ケアを実施した。			
	【活動指標】 看護師を配置した医療的ケア児の人数（人）	令和4年度	令和5年度	令和6年度 1

事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 市立学校に在籍する医療的ケア児 1 名に対し看護師を配置した。
今後の 方向	市立学校に在籍し、看護師の配置を希望する医療的ケア児に対し、看護師を配置して医療的ケアを実施することができるよう、学校、本人・保護者、主治医等と教育委員会が協力して取り組んでいく。

基本的施策6 教員の資質向上

令和6年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和6年度主要事業」より抜粋)

・教員は、公私を問わず、自らを律し、児童・生徒、保護者、市民に対して、小平の教育全体の信頼を確保していく必要があります。

小平市立学校の教員は、服務事故を決して起こさないという高い倫理観をもって教育活動に臨むことが求められています。そのためには、一人ひとりの教員の状況に基づいた指導が求められています。

・授業力や学級経営力等教員に求められる資質・能力を、経験年数等に応じて計画的に育成し、教員一人ひとりの力量を高める必要があります。

・学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、教育活動の更なる充実が求められています。

こうした状況の中で、全国的に教員の長時間労働が大きな問題となっています。小平市は、令和元年12月より出退勤システムを導入し、教員の労働時間を把握しています。教員一人ひとりの心身の健康保持は、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題です。教員の長時間労働の改善を図り、学校教育の質の維持向上に取り組むことが必要です。

・教員が教育活動に専念できるよう、心身共に安全、健康で、快適に働くことができる環境の整備が必要です。

令和6年度の主要事業

No.30 サービス事故再発防止の取組の実施

No.31 体験型地域理解研修の実施

No.32 学校における働き方改革

No.33 学校における校務効率化に向けた環境整備

No.34 学校における労働安全衛生体制の整備

成果指標

	成果指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	全国学力・学習状況調査（質問紙）「国語・算数（数学）の授業の内容はよくわかる」に対して、肯定的に回答する割合（％）	小学校	国語 85.6 算数 85.1	国語 87.3 算数 85.1	国語 86.6 算数 83.6
		中学校	国語 82.1 数学 81.9	国語 77.8 数学 76.8	国語 83.6 数学 72.8
②	全国学力・学習状況調査（学校質問紙）「個々の教員が自らの専門性を高めるため、校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加している」に対する肯定的な回答の割合（％）	小学校	78.9	94.8	84.2
		中学校	62.5	75	75
③	1年間の在校時間について、超過勤務360時間を超える教員の割合	小学校	27.3	47.4	36.1
		中学校	41.0	63.2	52.0

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 30 服務事故再発防止の取組の実施（指導課）

事業内容	【開始年度】 平成26年度	【目的】 服務事故防止研修を通して、教員の服務事故の再発を防止し、学校の信頼回復を図る。	【対象】 市立学校の教員		
	【事業概要】 例年4月に実施している「小平市立学校合同研修会」において、服務事故の根絶について取り扱い、教員一人ひとりの意識向上を図る。また、職層別研修、指導課定期訪問等の機会を捉え、服務事故防止に向けた実効性の向上を図る。				
	【具体的取組内容】 (1) 服務事故防止研修 主な服務事故の防止を目的とした研修を実施した。 ・小平市立学校合同研修会 ・職層研修アンガーマネジメント研修 『怒り』をコントロールするためのアンガーマネジメント ・情報モラル研修 「教員に求められる情報モラル」 ・メンタルヘルス研修 「教員のメンタルヘルスについて」 (2) 教育施策推進担当課長及び教職員担当係長による巡回指導訪問（指導課定期訪問） (3) 指導課学校訪問時の指導課長等による講話 (4) 校内研修の実施 東京都の服務事故防止月間である7月、12月に加え、4月を小平市独自の服務事故防止月間とし、服務事故を扱った校内研修を市立学校全校において実施した。 (5) 「小平市立学校服務に関わるチェックシート」の活用 機を捉えた実効的な取組となるようコンプライアンスリーダーが中心となり全教員でチェックシートに取り組み、服務事故防止の意識向上を図った。 (6) 職層研修、教員研修会における指導主事による服務事故防止に関する講話				
	【活動指標】 研修会実施校（校）		令和4年度 27	令和5年度 27	令和6年度 27
	【具体的取組内容の自己評価】 ・職層に応じた研修会において、職務上及び身分上守るべき服務について再確認させた。 ・年3回の服務事故防止月間に合わせて校内研修を、教員一人ひとりが自分事として捉えることができる実践的な取組にするよう指導し、市立学校全校で取り組んだ。 ・「小平市立学校服務に関わるチェックシート」の活用により、時期に応じた特徴的な事故があることについて考えさせ、防止に向けた意識向上を図った。				
今後の向	・全教員が集まる研修会以外の場も活用し、服務事故の防止に向けた講話を行う。 ・職層に応じた研修として、東京都の服務事故の現状に基づく具体的な研修を継続するとともに、教員一人ひとりの状況に応じた指導を充実させる。 ・毎年5月に、アンガーマネジメント研修と併せて、最新の動向を踏まえ、外部講師による教員が身に付けるべき情報モラルに関する研修を実施する。 ・毎月の「小平市立学校服務に関わるチェックシート」による確認を徹底させる。 ・指導課学校訪問及び定期訪問時の服務事故防止についての講話を工夫し、教員一人ひとりが自分事として考える場となるよう設定する。 ・教職員向けにハラスメント等相談窓口の周知チラシを作成し、相談先の周知やハラスメントの簡易な例を掲載しハラスメント防止に向けた意識向上を図る。				

No. 31 体験型地域理解研修の実施（指導課）				
事業内容	【開始年度】 平成30年度	【目的】 教員の資質向上として小平市の教員としての心構えや小平市への理解促進、愛着心の醸成を図る。	【対象】 新規に採用された教員及び転入した教員	
	【事業概要】 小平市の地域資源を取り入れた「体験型地域理解研修」を実施し、小平市の教員として、小平市への理解促進、愛着心の醸成を図りつつ、教材開発にもつなげていく。			
	【具体的取組内容】 夏季休業中（7月）に、平櫛田中（彫刻家）又は国指定史跡鈴木遺跡についての研修を実施（隔年で交互に実施） 研修内容 「鈴木遺跡に因んだ研修」（講師：地域振興部文化スポーツ課）			
	【活動指標】 研修会の開催回数（回）	令和4年度 1	令和5年度 1	令和6年度 1
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 授業への活用に向けた教員の意識向上が図られた。			
今後の向	新規採用等の教員が小平市に愛着をもち、教員としての心構えを身に付けられるよう、内容を精査し、令和7年度からは平櫛田中（彫刻家）、国指定史跡鈴木遺跡、糧うどんづくり体験を3年ごとの開催とする。また、知識を習得した教員が、授業で生かすとともに、校内研修等で他の教員への周知を図るなど広い活用を目指す。			
No. 32 学校における働き方改革（指導課）				
事業内容	【開始年度】 令和元年度	【目的】 教職員の長時間労働の改善及び業務負担の軽減、学校教育の質の維持向上を図る。	【対象】 市立学校の教職員	
	【事業概要】 ICTの活用や人員配置などにより、教職員がそれぞれの業務に注力できる職場環境を整え、教育の質の維持向上を図る。			
	【具体的取組内容】 (1) 出退勤システムの活用 システムにより教職員の服務管理及び在校等時間の把握を行った。また、長時間勤務の教職員を管理職が把握し、校務分掌の見直しなど学校経営に活用した。 (2) 医師による面接指導 長時間勤務を行った教職員に面接指導を受けるよう促し、メンタル不調の防止、早期対応につなげた。 (3) 人員配置 ① スクール・サポート・スタッフ 教員の業務支援を行う人材を市立学校全校に配置した。 ② 特別非常勤講師 高度な専門性を有する外部人材に一部の授業を担わせることで教員の負担軽減を図ることを目的に、小学校5校に配置した。 ③ 副校長補佐 事務的な副校長業務の補助を行うことで副校長の業務負担軽減を図ることを目的に市立小・中学校20校に配置した。 ④ エデュケーション・アシスタント 授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るため、低学年の担任業務を補助する人材を、市立小学校全校に配置した。			
	【活動指標】 出退勤システム導入校数及びスクール・サポート・スタッフ配置校数（校）	令和4年度 27	令和5年度 27	令和6年度 27

事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 (1) 出退勤システムの導入により、教職員の在校時間を把握できるようになり、長時間労働の教職員に対して、管理職から面接指導医による面接指導を勧奨するなど、適切に対応することができた。 (2) スクール・サポート・スタッフの配置により、教員の業務負担の軽減が一層進み、月平均の在校時間が前年度に比べ小学校で2時間、中学校は1時間短縮した。 (3) 副校長補佐の配置により、副校長が学校経営に係る業務に注力できるようになった。 (4) 特別非常勤講師の配置により、高度な専門性を生かした質の高い授業を提供するとともに、教員の負担軽減を図ることにつながった。 (5) エデュケーション・アシスタントの配置により、低学年担任の負担軽減を図ることができた。			
今後の 向	・引き続き、出退勤システムを活用し、長時間労働の教職員の把握を行い、校務分掌の見直しや、面接指導等の適切な対応を行うことで、教職員が心身共に安全、健康で、快適に働ける職場環境の整備に努めていく。 ・スクール・サポート・スタッフの全校配置により、教員が児童・生徒への対応や教材研究などに専念できる環境整備に努める。 ・副校長補佐の配置により、副校長の負担軽減と学校経営の基盤強化を図る。 ・必要に応じて外国語活動、体育等の教科・領域に特別非常勤講師を配置し、教員の負担軽減と教育の質の向上を図る。 ・エデュケーション・アシスタントの複数配置の要件を満たす小学校に配置を行う。			
No. 33 学校における校務効率化に向けた環境整備（指導課）				
事業の 内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	令和6年度	校務に使用するPC等の環境を整備することにより、校務の軽減及び効率化を図る。	市立学校の教職員	
	【事業概要】 校務PCのWindows11化、M365導入及び高速インクジェット複合機を導入する。			
	【具体的取組内容】 (1) 校務PCのWindows11化、M365導入 校務用端末のWindows11へのアップグレード及びアプリケーションソフトのM365への切り替えを行った。 (2) 高速インクジェット複合機の導入 各学校に高速インクジェット複合機1台を導入し、印刷・コピー・スキャナーや消耗品の管理に係る業務の効率化を図った。			
	【活動指標】 機能拡張校数(校)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			27	
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 校務PCのWindows11化、M365導入により校務の軽減と効率化を図るための体制を整えることができた。			
今後の 向	引き続き、校務の軽減と効率化を図るための体制を整えていく。			

No. 34 学校における労働安全衛生体制の整備（指導課）					
事業内容	【開始年度】 平成26年度	【目的】 教職員が教育活動に専念するため、心身共に安全で健康に、快適に働くことができる環境を整備する。		【対象】 市立学校の教職員	
	【事業概要】 教職員が心身共に安全で健康に、快適に働き、教育活動に専念するため、学校における労働安全衛生体制を構築・推進する。				
	【具体的取組内容】 (1) 長時間勤務の教職員に対する面接指導の実施 日本医師会認定産業医の資格を有する医師を面接指導医として委嘱し、長時間勤務の教員に面接指導を実施した。(面接指導を受けた教員 延べ12人) また、出退勤システムにより把握した長時間勤務の教員に、管理職から受診の勧奨を行った。(受診勧奨により面接を受診した教員 4人) (2) メールによる健康相談の実施 メールを使用して任意で受診できる体制をとった。 (3) ストレスチェックの実施 定期健康診断と併せて、心身の疲労度を自己確認するストレスチェックを実施した。 (4) 衛生推進者養成講習の受講 対象者 昇任又は他地区等から転入した副校長 受講者 10人（小学校7人、中学校3人）				
	【活動指標】		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	衛生推進者配置校数（校）		27	27	27
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 ・教職員が利用しやすいよう、対面による面接指導とメールによる健康相談を実施し、心身の健康保持につなげた。 ・面接指導の結果を所属長に通知し、これを踏まえた校務分掌の見直しや、担当業務の軽減など、適切な対応が図られた。 ・市立学校全校において衛生推進者を選任し、労働安全衛生の推進体制を整備した。				
今後の向	・面接指導を受けるよう積極的に勧奨を行っていくとともに、メールによる任意の健康相談を引き続き実施し、受診や相談しやすい環境の確保に努め、東京都の実施するメンタルヘルス事業を活用しながらメンタルヘルス疾患の未然防止を図っていく。 ・校長及び衛生推進者である副校長に対し、衛生推進者の業務を含めた労働安全衛生全般について継続的に意識啓発を行っていく。				

基本的施策 7 学校の経営力向上

令和 6 年度に向けての課題

（「第二次小平市教育振興基本計画の令和 6 年度主要事業」より抜粋）

・小・中学校においては、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、事務職員という組織体系で学校組織が成立しており、そこには校長の強いリーダーシップが求められています。

家庭、地域から教育活動への理解と参画を得て、質の高い学校経営を実践するためにも「開かれた学校づくり」を積極的に推進し、保護者、地域の方の参画型授業を実施するなど、学校教育への信頼や理解を得ることが求められています。

・中学校における部活動は、学校教育活動の一環として重要なものです。小平市では、「小平市立学校に係る運動部活動の方針（平成 30 年度策定）」及び「小平市立学校に係る文化部活動の方針（令和元年度策定）」に基づき、中学校における部活動の維持及び円滑な推進や教員の働き方改革に資する取組を進めています。

スポーツ庁、文化庁から、令和 7 年度までに段階的に休日等の部活動の地域連携・地域移行をすることが示されており、小平市では、令和 5 年度に小平市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会を立ち上げ、これからの取組の方向性を検討しました。今後は具体策やモデル事業についての検討や試行が必要になります。

・教育を取り巻く課題は複雑化・高度化しています。いじめや保護者とのトラブル、体罰、教員同士のトラブル等を早期に解決し、安定した学校経営及び教育の質の向上を図るため、専門的知識を有する人材や専門機関との連携が必要です。

令和 6 年度の主要事業

No.35 コミュニティ・スクールの推進

No.36 部活動指導員の配置

No.37 部活動外部指導員の配置

No.38 法律相談の実施

成果指標

	成果指標		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①	コミュニティ・スクール設置校数		18	22	25
②	全国学力・学習状況調査（学校質問紙） 「指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている」に肯定的な回答をする（％）	小学校	84.3	100	100
		中学校	87.5	87.5	100

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 35 コミュニティ・スクールの推進（指導課）

事業の内容

【開始年度】	【目的】	【対象】		
平成19年度	保護者・地域の意見を学校経営に反映させ、地域とともにある学校づくりを推進する。	市立学校		
【事業概要】				
学校経営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとなることで、保護者・地域住民が一定の権限と責任を伴いながら、その意見を学校経営に反映させ、地域とともにある学校づくりを推進していく。なお、本市においては、法律上の学校運営協議会を従前の学校経営協力者制度の役割・機能を発展的に受け継ぐものと位置付け、学校経営協議会と称している。				
【具体的取組内容】				
平成19年度以降、順次学校経営協議会を設置し、各設置校は学校経営協議会を開催し学校運営の充実を図った。				
《コミュニティ・スクール（学校経営協議会設置校）》				
平成19年度	六小			
平成20年度	四小			
平成21年度	三小			
平成23年度	八小			
平成26年度	七小、六中			
平成27年度	十四小、学園東小			
令和元年度	十一小、十三小・二中（合同）			
令和2年度	五小、九小、十小			
令和3年度	二小、十二小			
令和4年度	十五小、上宿小、十三小、二中 ※十三小と二中は、1校で1協議会設置に変更			
令和5年度	一小、花小金井小、一中、花小金井南中			
令和6年度	鈴木小、四中、上水中			
【活動指標】		令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校経営協議会設置校数（校）		18	22	25

事業の評価

【具体的取組内容の自己評価】				
・各学校では日常的に地域の教育力を生かした教育活動を実施しており、児童・生徒に地域社会の一員であるとの意識や地域を大切に思う気持ちを育てることにつながった。				
・各学校においてコミュニティ・スクールの意義や活動内容等についての積極的な周知に努めたが、十分に理解を深めるまでには至らない学校もあった。				
・指導課において、コミュニティ・スクール各校の取組をまとめた実践事例集を作成し配布することで、コミュニティ・スクール間の情報共有を行った。				

今後の方向

・令和7年度に小平第三中学校と小平第五中学校に学校経営協議会を設置することで、市立学校全校がコミュニティ・スクールになるため、小・中連携教育の視点を踏まえ、さらに地域とともに学校経営を展開できるよう、教育委員会として学校経営協議会の活動を支援し、充実させていく。				
---	--	--	--	--

No. 36	部活動指導員の配置（指導課）				
事業の内容	【開始年度】 令和元年度	【目的】 部活動の維持及び円滑な推進を図ることを目的とする。	【対象】 市立中学校		
	【事業概要】 部活動の維持及び充実とともに、教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を配置する。				
	【具体的取組内容】 部活動指導員は、校長の指示に従い、当該部活動の顧問として、又は顧問教員を補助しながら、教育活動の一つとして計画された部活動に関して必要な技術の指導及び助言を行った。また、令和7年度に向けて、部活動指導員の拡充及び配置方法の見直しについて検討を行った。 配置校 市立中学校8校 配置時間 原則として1校当たり年間640時間を限度とする。 （報酬：1時間当たり1,600円） 配置人数 9人				
	【活動指標】 配置校数（校）		令和4年度 8	令和5年度 8	令和6年度 8
	事業の評価 【具体的取組内容の自己評価】 市立中学校全校に配置し、部活動の充実及び円滑な推進に寄与することができた。				
今後の方向	部活動地域連携・地域移行に向けた検討を行うとともに、引き続き部活動指導員等の外部人材の活用による部活動の充実を図る。				
No. 37	部活動外部指導員の配置（指導課）				
事業の内容	【開始年度】 昭和49年度	【目的】 部活動の充実を図り、心身ともに健康で人間性豊かな生徒を育成する。	【対象】 市立中学校		
	【事業概要】 顧問教員の監督の下、顧問教員を補助する外部人材を部活動外部指導員として市立中学校に配置し、教育活動の一環として計画された部活動の維持及び円滑な実施と充実を図る。				
	【具体的取組内容】 外部指導員は、校長の指示に従い、部活動の顧問教員の監督の下、顧問教員を補助し、教育活動の一つとして計画された部活動に関して必要な技術の指導及び助言を行った。 配置校 市立中学校8校 配置時間 月10時間を限度とする（謝礼：1時間当たり1,500円） 配置人数 延べ61人				
	【活動指標】 配置校数（校）		令和4年度 8	令和5年度 8	令和6年度 8
	事業の評価 【具体的取組内容の自己評価】 ・市立中学校全校に配置し、部活動の充実及び円滑な推進を図ることができた。 ・部活動外部指導員を配置することで、生徒のニーズに応じた支援の実施につながった。				
今後の方向	引き続き部活動外部指導員等の外部人材の活用による部活動の充実を図る。				

No. 38	法律相談の実施（教育総務課）			
事業の内容	【開始年度】 令和5年度	【目的】 学校を含めた教育委員会全般に関わる様々な問題や諸課題への対応について、弁護士による法的見地からの助言等を受けられる体制を整備し、問題の早期解決を図る。		【対象】 教育委員会職員、市立学校教職員
	【事業概要】 いじめや虐待、不登校、保護者対応、教職員間のハラスメントなど、教育を取り巻く課題は複雑化、高度化しており、法的な対応が求められる事案が増えている。 弁護士から法的見地からの助言を受けるスクールロイヤー制度により、これらの様々な問題・課題に迅速に対応し、早期解決することにより、教育の質の維持、向上を図る。			
	【具体的取組内容】 (1) 法律相談 ① 相談日数 47日（おおむね週1回、1回当たり3時間） ② 相談方法 市役所又は学校において直接相談を実施する。 （緊急の場合は、メール等を利用して行うことができる。） (2) 研修会 市立学校長及び教育委員会事務局管理職を対象にした研修会 1回 令和6年8月28日 テーマ「情報の取扱いにまつわる法律問題について」、「いじめ見逃しゼロについて」			
	【活動指標】 相談実施回数（回）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			62	48
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・法的根拠を踏まえた行政が担うべき責任が明らかになり、対応の明確化及び迅速化が図られた。 ・発生初期に課題の整理及び対応の方向性を確認することが可能となり、事態の複雑化・混乱化を防ぐことにつながった。 ・令和6年度から法律相談を実施する曜日と時間を固定し、制度の定着を図ることができた。 ・電子メール等による相談の仕組みを設け、緊急時の即時対応を可能とした。 ・相談事例を踏まえた研修テーマを設定し、事例の共有化と対応力の向上を図ることができた。			
今後の方向	・より利用しやすい法律相談とするため、仕組みや手続きの見直しを行っていく。 ・事例を共有化するなど、組織としての対応力向上を図る。			

基本的施策 8 家庭教育への支援

令和 6 年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和 6 年度主要事業」より抜粋)

・核家族化や地域の人間関係の希薄化に伴い、親子が地域や社会で様々な関わりをもちながら成長発達していくことが難しくなっています。親の育ちを応援する学びの場や、子育て世代が相互交流を図る機会の提供、また、こどもと保護者が絵本を介してふれあうきっかけの提供など、家庭教育への支援が求められています。

令和 6 年度の主要事業

No.39 子育て支援に関する講座の実施

No.40 ブックスタートの実施

成果指標

	成果指標	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①	子育て支援講座受講者数 (人)	246	224	247
②	15 歳以下で年度内に 1 冊以上図書館で資料を借りた人の割合 (%)	22.3	23.3	22.4

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 39 子育て支援に関する講座の実施（公民館）

事業の内容

【開始年度】 昭和 6 3 年度	【目的】 家庭教育の向上及び子育て中の親への学習支援として、子育ての不安や孤立の解消、仲間づくりにつながる学習の場を提供する。	【対象】 乳幼児、小・中学生の保護者																																	
【事業概要】 子育てや家庭教育に関する講座の開設及び自主サークル活動へ移行するための支援・育成を行う。																																			
【具体的取組内容】 子育て支援を目的として、子育て中の親を対象に、子育ての不安解消や年齢に合わせた子どもとの接し方などの講座を実施した。 子育て支援講座： 1 7 コース（対前年度比＋ 3 コース） 受講者 2 4 7 人（対前年度比＋ 2 3 人） <table><tr><th>主な講座</th><th>実施館</th><th>総講座数</th></tr><tr><td>親子でふわふわメロンパンづくり</td><td>中央公民館</td><td>4</td></tr><tr><td>スマホでこどものかわいい写真を撮ろう！</td><td>小川公民館</td><td>1</td></tr><tr><td>夏休み 親子でトントン飾り椅子づくり</td><td>花小金井北公民館</td><td>2</td></tr><tr><td>ゆらゆらと無理なくできるパン作り</td><td>上水南公民館</td><td>1</td></tr><tr><td>こどもを取り巻く状況を学び、支援の方法を考える</td><td>小川西町公民館</td><td>1</td></tr><tr><td>いっしょにそだちあう 親子のスキンシップ</td><td>花小金井南公民館</td><td>1</td></tr><tr><td>こどもの色んな違いを理解しよう</td><td>仲町公民館</td><td>1</td></tr><tr><td>子育て家族のためのママ・パパ防災講座</td><td>津田公民館</td><td>2</td></tr><tr><td>パパといっしょに、夏野菜の収穫とフォカッチャづくり</td><td>大沼公民館</td><td>3</td></tr><tr><td>親が学ぶおうち性教育講座</td><td>鈴木公民館</td><td>1</td></tr></table>			主な講座	実施館	総講座数	親子でふわふわメロンパンづくり	中央公民館	4	スマホでこどものかわいい写真を撮ろう！	小川公民館	1	夏休み 親子でトントン飾り椅子づくり	花小金井北公民館	2	ゆらゆらと無理なくできるパン作り	上水南公民館	1	こどもを取り巻く状況を学び、支援の方法を考える	小川西町公民館	1	いっしょにそだちあう 親子のスキンシップ	花小金井南公民館	1	こどもの色んな違いを理解しよう	仲町公民館	1	子育て家族のためのママ・パパ防災講座	津田公民館	2	パパといっしょに、夏野菜の収穫とフォカッチャづくり	大沼公民館	3	親が学ぶおうち性教育講座	鈴木公民館	1
主な講座	実施館	総講座数																																	
親子でふわふわメロンパンづくり	中央公民館	4																																	
スマホでこどものかわいい写真を撮ろう！	小川公民館	1																																	
夏休み 親子でトントン飾り椅子づくり	花小金井北公民館	2																																	
ゆらゆらと無理なくできるパン作り	上水南公民館	1																																	
こどもを取り巻く状況を学び、支援の方法を考える	小川西町公民館	1																																	
いっしょにそだちあう 親子のスキンシップ	花小金井南公民館	1																																	
こどもの色んな違いを理解しよう	仲町公民館	1																																	
子育て家族のためのママ・パパ防災講座	津田公民館	2																																	
パパといっしょに、夏野菜の収穫とフォカッチャづくり	大沼公民館	3																																	
親が学ぶおうち性教育講座	鈴木公民館	1																																	
【活動指標】 講座実施数（コース）	令和 4 年度 2 0	令和 5 年度 1 4																																	
		令和 6 年度 1 7																																	

事業の価

【具体的取組内容の自己評価】 ・各館において多様な講座を実施し、家庭教育の向上及び子育て支援につなげた。父親や親子が参加できる講座の実施にも努めた。 ・子育て支援講座その他定期講座をきっかけにサークル化した団体があり、子育て中の親同士のコミュニティを広げる機会を提供することができた。 ・ 2 つの講座については、オンラインでの参加に対応し、参加しやすい機会の提供に努めた。
--

今後の方

・家庭教育及び子育て支援の一つとして、子育ての不安解消や子育て世代の仲間づくりにつながる講座を実施していく。 ・公民館保育の実施により、子育て中でも受講しやすい環境を整えるほか、引き続き、父親や親子での参加が可能な講座の実施にも努める。
--

No. 40 ブックスタートの実施（図書館）					
事業の内容	【開始年度】 平成29年度	【目的】 乳児と保護者が、絵本を通じて心触れ合う楽しい時間を持つきっかけをつくり、良好な子育て環境の整備を支援する。		【対象】 市内在住の乳児とその保護者	
	【事業概要】 3～4か月児健康診査時に、ボランティアの協力のもと絵本の読み聞かせ体験を行い、図書館案内や絵本リスト等を紹介したうえで絵本を手渡すことで、親子が触れ合うきっかけをつくるとともに将来にわたり本と親しむ環境を整備する。				
	【具体的取組内容】 (1) 絵本の配付 月2回の3～4か月児健康診査受診時に、図書館案内や絵本リスト等、及び絵本をセットにして手渡した。受診しなかった方へは自宅へ郵送した。 絵本配付冊数 1, 194冊 (2) ボランティア特別研修会の実施 テーマ 「どの本読む？～絵本の選び方と読み聞かせの魅力」講師：児玉ひろ美氏（公共図書館司書・J P I C読書アドバイザー） 内 容 こどもの成長に合わせた絵本の選び方や絵本の読み聞かせで、こどもと心を通わせる楽しさを学ぶ講演 開催回数 1回				
	【活動指標】 ブックスタート実施日数（日）		令和4年度 24	令和5年度 24	令和6年度 24
	【具体的取組内容の自己評価】 ・乳児とその保護者に、ボランティアによる読み聞かせを通して、絵本を開くことを楽しむ体験をしてもらい、またその絵本を配付することにより親子が触れ合うきっかけを提供することができた。 ・年3回の研修会において、互いに絵本を読み聞かせ、感想を述べながら交流を深めた。また、講演会では事業の楽しさや意義を学ぶなど、ボランティアの意欲の向上につなげた。				
今後の方向	乳幼児から継続的に本と触れ合うきっかけづくりとなる事業の質の確保を図るとともに、ボランティアの活動意欲の向上を目指す。				

基本的施策 9 地域総がかりでの教育の推進

令和 6 年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和 6 年度主要事業」より抜粋)

- ・青少年対策地区委員会の活動等を通して、地域全体でこどもを育む風土を醸成し、地域の人々の交流や活力の創出を図ることが求められています。
- ・ボランティアを活用した授業支援、補習、部活動支援、図書の整理・修理、緑化、パトロール等、学校の学習支援・環境整備支援を推進するために、学校と地域を結ぶ地域教育コーディネーターやボランティアの育成について、継続的な取組が必要です。
- ・こどもたちに、放課後や休日等の安全・安心な居場所として、学習・スポーツ・文化活動・世代間交流等の機会を提供し、活動の充実を図っていくことが求められています。

令和 6 年度の主要事業

No.41 小平地域教育サポート・ネット事業の推進

No.42 放課後子ども教室の推進

成果指標

	成果指標	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①	地域住民等のボランティア活動実績（延べ）（人）	7,113	9,674	9,965

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 41 小平地域教育サポート・ネット事業の推進（地域学習支援課）

事業の内容	【開始年度】 平成14年度	【目的】 地域教育コーディネーターを中心に、地域住民等のボランティアの参画を得て、地域と学校が連携・協働して地域学校協働活動を推進する。	【対象】 市立学校を中心とした各地域
	【事業概要】 地域の教育力の充実を図るとともに、地域住民等の知識や経験が学校で活用されるよう、ボランティア活動の推進を図る。 また、学校と地域を結ぶコーディネーターの育成を図ることにより、学校・家庭・地域の連携を充実させ、より一層地域に開かれた特色のある教育活動を推進する。		
	【具体的取組内容】 (1) 地域教育コーディネーター世話人の配置 全市立小・中学校 (2) 統括コーディネーターの配置 2人 (3) 地域教育コーディネーター研修会の開催 3回 (4) ボランティア養成講座の開催 61回 主な内容：ボランティア入門講座、園芸ボランティア講座、読み聞かせ入門講座、図書修理講座 (5) ボランティア活動の周知・啓発 翌年度の小学校新入学児童の保護者にパンフレットを配布		
	【活動指標】 ボランティア養成講座等実施回数（回）	令和4年度 74	令和5年度 69
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・市立学校全校に地域教育コーディネーター世話人を配置することができた。 ・統括コーディネーターと企画した地域教育コーディネーターへの研修によりスキルアップが図られた。 ・地域教育コーディネーター世話人が企画・運営するボランティア養成講座により、ボランティアの新規人材確保やスキルアップが図られた。 ・統括コーディネーターが地域教育コーディネーターの相談対応及び助言をすることで地域と学校の連携・協働が推進された。		
今後の方向	継続的に地域教育コーディネーターやボランティアを対象とする講座・研修会を開催し、スキルアップを図り、統括コーディネーターとともに引き続き地域と学校の連携・協働体制の維持・充実に努める。		

No. 42 放課後子ども教室の推進（地域学習支援課）				
事業の内容	【開始年度】 平成19年度	【目的】 地域の力によりこどもたちに安全・安心な放課後等の居場所を提供し、こどもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。		【対象】 市立小学校区
	【事業概要】 学校の協力のもと各小学校区において、地域のボランティアにより放課後子ども教室実行委員会を組織し、こどもたちに放課後や休日等の安全・安心な居場所として、学びや体験、世代間交流などの場を提供する。			
	【具体的取組内容】 (1) 放課後子ども教室の実施 伝統文化に親しむ教室、工作等の体験教室、自主学習や英語・理科実験などの学習教室、球技等のスポーツ教室、学校内の花植え活動など (2) 学童クラブ事業との連携 多くの学童クラブ入会児童が登録・参加した。 登録者数 1,250人 参加者数 延べ14,241人 (3) 見守り・安全管理のサポーターを増員する制度※の活用 活用実績 8校区（一小・二小・四小・五小・七小・十二小・十四小・十五小） ※特別な支援を要するこどもを受け入れる際に活用する制度			
	【活動指標】		令和4年度	令和5年度
	実施回数（回）		2,994	3,390
事業の評価	【活動指標】			
	令和6年度 3,433			
今後の方向	【具体的取組内容の自己評価】 各小学校区において、地域住民等で組織された実行委員会の創意工夫により、多彩な教室が展開され、地域の力によるこどもたちの学びや体験、交流の場の提供が図られた。			
	市立小学校全校区での実施を継続し、コーディネーターや教室スタッフを対象とする研修の実施等により、各実行委員会の活動の維持・充実に支援していく。			

基本的施策10 教育環境の整備

令和6年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和6年度主要事業」より抜粋)

・学校施設は小平市の保有する公共施設の約6割を占めており、その多くが昭和40年代から50年代にかけての児童・生徒急増期に整備されたものです。

そのため、経年劣化により老朽化した施設の機能回復や、近年の猛暑等に対応した設備の設置などによる良好な教育環境の確保が必要となっています。また、災害時の防災拠点として備えるべき防災機能の整備も求められています。

このことから、現在のニーズに加え、将来の需要をも見据えた計画的な改修が重要となります。

・発達障がいや配慮を要する児童・生徒の在籍人数が増加している現状や、小学校における全学年への35人学級制度の導入のほか、就学人口の急増等により、一部の学校では教室不足が生じる見込みであるため、増築等の計画的な対応が必要となります。

また、増室した普通教室で学習者用端末を利用するための環境整備も必要です。

・児童・生徒が安心して学校生活を送るため、通学路の更なる安全・安心の向上に向けて、学校・家庭・地域が連携・協力して行う見守り活動を補完する取組が必要です。

令和6年度の主要事業

- No.43 学校大規模改造工事の実施
- No.44 花小金井小増築工事の実施
- No.45 学校体育館冷暖房設備設置工事
- No.46 学校トイレ改修
- No.47 学校施設の更新
- No.48 学習系ネットワークの環境整備
- No.49 学習者用端末による家庭学習のためのオンライン学習通信費支援
- No.50 通学路防犯カメラの増設

成果指標

	成果指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	学校トイレの洋式化の割合（％）		67.9	71.8	76.3
②	全国学力・学習状況調査（質問紙）「学習の中でP C・タブレットなどのI C T機器を使うのは勉強の役に立つ」（令和5年度以前）、「学習の中でP C・タブレットなどのI C T機器を活用することについて、分からないことがあったときにすぐに調べることができる」（令和6年度以降）に対して、肯定的に回答する割合（％）	小学校	94.6	93.6	94.3
		中学校	91.1	93	95.5

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 43 学校大規模改造工事の実施（教育総務課）

事業の内容	【開始年度】 平成21年度	【目的】 経年劣化により低下した機能を回復し、建物の延命を図る等の工事を行う。		【対象】 市立学校	
	【事業概要】 老朽化した建物の機能回復（外壁塗装、屋上防水等）、経年劣化した設備の改修（給排水設備改修、受変電設備改修等）、バリアフリー化（エレベーター、バリアフリースイッチ、スロープの設置等）、防火設備改修（防火シャッター改修、防火区画改修等）など、多様な目的の工事を、学校の夏季休業期間を中心に一括して行う。				
	【具体的取組内容】 四小 受水槽、給水管及び水栓等の更新、給水方式を加圧給水方式へ変更 九小 校舎北西棟及び東西連絡通路の外壁改修及び屋上防水 四中 北校舎及び東側渡り廊下の外壁改修及び屋上防水 受変電設備 受変電設備の制作 [スケジュール]				
	年度	設計	工事		
	令和元年度	八小	五小、十小		
事業の内容	令和2年度	一小、三小	八小、十小		
	令和3年度	三小、十二小	一小、三小、八小		
	令和4年度	学園東小、四中	三小、五小、八小、十二小		
	令和5年度	四小、九小、四中 受変電設備更新：21校	学園東小、四中		
	令和6年度	七小、九小、五中	四小、九小、四中 受変電設備更新：二小、三小、十四小、十五小、鈴木小、学園東小、三中		
事業の内容	【活動指標】		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	設計校数（校）		2	3 受変電設備 21	3
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 ・給水設備の更新や給水方式の変更により、漏水の予防や安全性の向上、省エネルギー化を図った。 ・外壁の剥離防止による安全性の確保や、雨水侵入防止による建物の延命化を図った。 ・令和7年度の受変電設備の更新に向けて、受変電設備の制作を開始した。				
今後の方	・四小の中水系統の設備更新、トイレ洋式化改修を実施（令和7年度） ・七小の給水設備更新、トイレ洋式化改修を実施（令和7年度から令和9年度） ・九小の北校舎東側、南校舎屋上防水及び外壁の改修を実施（令和7年度） ・一中校舎及び体育館の屋上防水、外壁改修、校舎屋上フェンス塗装、校庭西側ブロック塀のフェンス化を実施（令和7年度から令和9年度） ・五中校舎屋上防水、外壁改修及び屋上フェンス塗装を実施（令和7年度、令和8年度） ・一小、二小、三小、四小、五小、七小、九小、十小、十一小、十三小、十四小、十五小、鈴木小、学園東小、上宿小、一中、二中、三中、四中、五中及び上水中の受変電設備更新（令和7年度から令和9年度） ・その他、財政状況を勘案しながら、必要に応じて大規模改造工事を実施していく。				

No. 44 花小金井小増築工事の実施（教育総務課）				
事業の内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 児童数の増加に伴う教室不足を解消するため、増築棟の設計・工事を行う。	【対象】 花小金井小学校	
	【事業概要】 通学区域内の人口推計から、令和7年度以降、教室の不足が見込まれるため、増築校舎を建築する。 なお、増築校舎には学童クラブを併設する。			
	【具体的取組内容】 (1) 設計及び建設工事 ① 設計 令和4年度～令和5年9月 ② 工事 令和6年2月～令和7年2月 ③ 供用開始 令和7年4月 (2) 工事説明会の開催 開催時期 令和6年1月（2回） 対象者 近隣住民及び保護者等			
	【活動指標】 設計・工事	令和4年度 設計	令和5年度 設計・工事	令和6年度 工事
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 予定どおり工事が完了し、引渡しをすることができた。			
今後の方向	引き続き学校施設の適正な維持管理に努める。			

No. 45 学校体育館冷暖房設備設置工事（教育総務課）				
事業の内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 夏季及び冬季での学校体育館使用時における、児童・生徒や教職員等の安全の確保、良好・快適な教育環境の確保を目的とし、全校の体育館に冷暖房設備を設置する。	【対象】 市立学校	
	【事業概要】 市立学校全校の体育館に、冷暖房設備を設置する。			
	【具体的取組内容】 令和3年度から令和5年度にかけて、小・中学校全校の設計を完了した。 令和4年度から令和5年度にかけて、全中学校の体育館で冷暖房設備設置工事を完了した。 令和5年度には、小学校12校の体育館で冷暖房設備設置工事を完了した。 令和6年度には、小学校7校の体育館で冷暖房設備設置工事を完了した。			
	【活動指標】 設計・工事	令和4年度 設計・工事	令和5年度 工事	令和6年度 工事
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 予定どおり工事が完了し、良好・快適な教育環境を確保することができた。			
今後の方向	引き続き学校施設の適正な維持管理に努める。			

No. 46 学校トイレ改修（教育総務課）					
事業の内容	【開始年度】 令和元年度	【目的】 児童・生徒の学校生活の環境改善を図るため、洋式化率が低い学校を優先して、トイレ洋式化改修を進める。		【対象】 市立学校のトイレ	
	【事業概要】 市立学校の和式便器の洋式化改修を行う。				
	【具体的取組内容】 ・令和6年度の学校トイレの洋式化改修の内容				
	改修対象学校	洋式化便器数	改修対象学校	洋式化便器数	
	一小	4 器	一中	4 器	
	三小	3 器	二中	4 器	
	六小	8 器	三中	4 器	
事業の内容	九小	5 器	四中	3 器	
	十小	4 器	五中	4 器	
	十三小	4 器	上水中	4 器	
	花小	4 器	花南中	4 器	
	上宿小	8 器			
	・設計業務委託費を補正予算にて予算措置し、施設更新を予定している小平第十一小学校及び小平第十三小学校を除くすべての小・中学校について、トイレを洋式化する設計が完了した。				
	【活動指標】 工事実施校数（校）		令和4年度 1 1	令和5年度 1 3	令和6年度 1 5
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 トイレ洋式化改修の他、小平第十一小学校及び小平第十三小学校を除くすべての小・中学校について、トイレを洋式化する設計が完了し、児童・生徒が安心して快適に使用できるトイレ環境の整備を進めることができた。				
今後の方向	令和7年度から令和10年度にかけて、順次トイレの洋式化工事を実施する。				
No. 47 学校施設の更新（教育総務課）					
事業の内容	【開始年度】 平成27年度	【目的】 小平市公共施設マネジメント基本方針及び小平市公共施設マネジメント推進計画に基づき、学校施設の更新及び更新等の適否の判断を行う。		【対象】 小平第十一小学校 小平第十三小学校	
	【事業概要】 小平第十一小学校等複合施設の整備について、設計事業者を選定し、基本設計を進める。 また、小平第十三小学校等複合施設の整備についても、設計事業者を選定し、基本設計を進める。				
	【具体的取組内容】 ・小平第十一小学校等複合施設について、公募型プロポーザルにより選定した設計事業者と小平第十一小学校等複合施設の整備に関する設計業務委託契約を締結し、基本設計を進めた。 ・小平第十三小学校等複合施設について、公募型プロポーザルにより選定した設計事業者と小平第十三小学校等複合施設の整備に関する設計業務委託契約を締結し、基本設計を進めた。 ・小学校3校に対して、更新等の適否の判断を行った。				
	【活動指標】 学校部会会議開催回数（回）		令和4年度 1 0	令和5年度 8	令和6年度 6

事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・小平第十一小学校等複合施設について、令和５年度に策定した基本設計方針に示したスケジュールどおり、設計事業者と設計業務委託契約を締結し、基本設計を進めた。 ・小平第十三小学校等複合施設について、令和５年度に策定した基本計画に示したスケジュールどおり、設計事業者と設計業務委託契約を締結し、基本設計を進めた。 ・令和４年度に改定された公共施設マネジメント推進計画に示されたスケジュールどおり、更新等の適否の判断を行った。			
今後の 方向	・小平第十一小学校等複合施設の整備について、令和８年度にかけて基本設計及び実施設計を行う。 ・小平第十三小学校等複合施設の整備について、令和９年度にかけて基本設計及び実施設計を行う。 ・令和４年度に改定された公共施設マネジメント推進計画を踏まえ、引き続き更新等の適否の判断を行う。 ・小平第十四小学校及び小平第十五小学校について、令和４年度に更新等に関する基本計画策定方針を定めたが、財政負担の平準化を考慮して令和５年度に凍結し、令和８年度に予定している公共施設マネジメント推進計画の改定に合わせて、基本計画策定方針の見直しを行う。 ・小平第六中学校について、令和５年度に実施した更新等の適否の判断において更新等を行うとしており、学校の更新時期の一定の分散を図るため、令和８年度に予定している公共施設マネジメント推進計画の改定に合わせて、計画策定の着手時期を検討する。			
No. 48 学習系ネットワークの環境整備（指導課）				
事業の 内容	【開始年度】 令和２年度	【目的】 G I G Aスクール構想の実現に向けて、学習系ネットワークの環境の整備を行う。	【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】 G I G Aスクール構想の実現に向けて、１人１台の学習者用端末を効果的に利用できるよう、学習系ネットワークの環境整備を行う。			
	【具体的取組内容】 ・無線アクセスポイント等の増設・移設 児童・生徒数の増加に対応した学校の学習系ネットワーク環境整備のため、無線アクセスポイント等の増設（２２か所）・移設（１９か所）を行った。			
	【活動指標】 端末配備及びネットワーク整備校数(校)	令和４年度 27	令和５年度 27	令和６年度 27
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・児童・生徒に個別最適な創造性を育む教育を、持続的に実現するための環境整備に努め、適切に整備、対応を行い改善した。 ・ネットワーク環境については、まだ改善の余地があると考え、引き続き国の基準を基に市として取り組めることを見極め対応していく。			
今後の 方向	G I G Aスクール構想の実現に向けた１人１台の学習者用端末のさらなる活用のために、安全・安心なシステム環境の構築、児童・生徒数の増加に合わせた機器やネットワーク環境の整備・保守・維持管理を行う。			

No. 49 学習者用端末による家庭学習のためのオンライン学習通信費支援（学務課）				
事業の内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 学習者用端末による家庭学習を行うにあたり、経済的に困難な児童・生徒の保護者へ必要な支援を行う。	【対象】 国立、都立又は公立の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者	
	【事業概要】 就学援助費又は特別支援学級等就学奨励費の受給者のうち、インターネット通信環境がない家庭に対し、オンライン学習通信費の支援を行う。			
	【具体的取組内容】 ・市立小・中学校の保護者への案内配付や、市報・ホームページにより制度の周知を図った。 ・就学援助費又は特別支援学級等就学奨励費の受給者に対して、支給に必要な手続きの周知を行った。 ・令和6年度実績 小学校（受給者数1人・平均支給額14,000円） 中学校（受給者数6人・平均支給額12,445円）			
	【活動指標】 ※設定なし	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 市立小・中学校の保護者に対する就学援助費及び特別支援学級等就学奨励費支給制度の案内と併せて、オンライン学習通信費支援に関する周知を行うことができた。			
今後の方向	引き続き、就学援助費及び特別支援学級等就学奨励費支給制度を広く周知し、オンライン学習通信費を含めた各種援助が必要な家庭を支援する。			
No. 50 通学路防犯カメラの増設（学務課）				
事業の内容	【開始年度】 令和6年度	【目的】 市立小学校の通学路に児童の見守り活動を補完する目的で設置している防犯カメラを増設し、登下校時における児童・生徒の更なる安全確保を図る。	【対象】 市立の小・中学校に在学する児童・生徒	
	【事業概要】 市立小学校の通学路に児童の見守り活動を補完する目的で設置している防犯カメラについて、令和6年度に新たに4台の設置を行った。			
	【具体的取組内容】 増設に当たり学校、保護者、地域住民等の意見を幅広く集約するとともに、地元警察署の意見を踏まえ、効果的な設置場所を選定し、設置した。 (1) 学校への設置希望調査の実施 (2) 設置対象校・設置場所の選定と決定 (3) 事業者選定・契約、設置、稼働開始			
	【活動指標】 ※設定なし	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 通学路の防犯カメラは、平成27年度から設置を開始し、令和元年度までの5年間で、全ての市立小学校の通学路に概ね5台から7台を設置した。令和6年度は新たに4台を増設し、計115台での運用となり、一定の充足率が確保できた。			
今後の方向	最初に設置した通学路防犯カメラが10年目を迎えるにあたり、通学路防犯カメラの更新・移設・増設について必要性を見極めていく。			

基本的施策11 多様な学びをつなぐ生涯学習の推進

令和6年度に向けての課題

（「第二次小平市教育振興基本計画の令和6年度主要事業」より抜粋）

- ・年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが社会に参画する機会をもつことができるよう学習機会を提供することが求められています。
- ・公民館は、学習施設としてだけでなく、市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点としての役割を担うことが求められています。さらに、公共施設マネジメントの取組の中で他の公共施設との複合化が計画されており、地域コミュニティの拠点としての「公民館の在り方」について検討することが必要です。
- ・地域課題が複雑化・多様化している中、図書館には地域の情報拠点としての役割を果たすためのサービスが求められています。そのためには、資料の充実やデジタル化による情報発信、レファレンスサービス等により利用者が求めている資料・情報を的確に提供できる取組が必要です。
- ・小平市公文書等の管理に関する条例に基づき、歴史公文書を将来にわたって確実に保存するとともに、市民共有の知的資源として市民が主体的に利用できるようにすることが必要です。
- ・鈴木遺跡は、日本の後期旧石器時代遺跡として特に広大で、出土する旧石器の種類も多様・豊富であり、石器の変遷を後期旧石器時代最古から縄文時代初頭まで連続して示すなど、国内外で高い学術的価値が認められ、令和3年3月に国指定史跡となりました。
- ・今後は、「鈴木遺跡保存活用計画（令和4年度策定）」に基づき、鈴木遺跡のより有効な保存活用を進めていきます。
- ・小平市の歴史及び伝統文化の証拠である市内の指定文化財を適切に維持管理していくためには、所有者・管理者の協力が不可欠です。特に、経年劣化等による修繕を行うにあたっては、高度な保存知識が求められます。

令和6年度の主要事業

- No.51 公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築
- No.52 公民館事業企画委員会による講座企画
- No.53 公民館の在り方の検討
- No.54 ハンディキャップサービスの充実
- No.55 特定歴史公文書の収集・整理・保存
- No.56 図書館におけるWi-Fi環境整備
- No.57 国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進
- No.58 小川家文書の補修
- No.59 當麻家文書等の補修

成果指標

	成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	公民館事業企画委員会企画講座における新規サークル化数（団体）	16	25	20
②	図書館資料貸出数（点）	1,392,544	1,365,201	1,346,063

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 51 公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築（公民館）					
事業の内容	【開始年度】 令和3年度	【目的】 誰もが生涯を通して学ぶことができる環境づくりを進めるため、オンラインを活用した講座の実施など、時間や場所にとらわれない学びの推進を図る。		【対象】 市民	
	【事業概要】 公民館主催講座等についてオンラインで開催できるよう環境を整備し、定期講座やイベントなどにおいて市民の誰もが参加しやすい事業の推進を図る。				
	【具体的取組内容】 (1) オンライン環境の整備 小川西町公民館と上宿公民館に5G対応ルーターを設置し、オンライン環境のさらなる充実を図った。また、中央公民館及び仲町公民館においてWi-Fi機器の更新を行った。 (2) オンラインを活用した定期講座等の実施 ① 定期講座等 中央公民館「みんなで意見をききあい、話し合うスキル」他1コース 3回 小川西町公民館「こどもを取り巻く状況を学び、支援の方法を考える」 6回 仲町公民館「Zoomをスムーズに使おう！」他1コース 2回 ② その他イベント（対面、ライブ配信、オンデマンド配信の併用） 中央公民館「みんなでつくる音楽祭 in 小平2024」				
	【活動指標】 オンラインを活用した講座実施回数（回）		令和4年度 13	令和5年度 20	令和6年度 11
	【具体的取組内容の自己評価】 ・分館においてオンライン環境の整備を進めることができた。公民館サークルにおいてもオンラインを活用する事例が増加している。 ※モバイルWi-Fi貸出件数：令和5年度182回 令和6年度427回 ・中央公民館のWi-Fi機器更新については、利用者より通信環境が良くなったとのこと意見を多くいただいている。 ・子育て中の方、家族や本人が体調不良の方などに対してオンライン学習ができる機会を提供できた。				
事業の価					
今後の向	・令和7年度に、分館7館に5G対応ルーターを設置する。 ・引き続き、オンラインを活用した講座の実施を推進するなど、市民の誰もが参加しやすい事業の実施に努める。 ・パソコン・スマートフォンの講座の実施等によりデジタルデバイドの解消に取り組んでいく。				

No. 52 公民館事業企画委員会による講座企画（公民館）				
事業の内容	【開始年度】 平成26年度	【目的】 学習活動を通じて、市民と行政の協働の拠点につながる事業を市民の参加により企画する。	【対象】 講座全般	
	【事業概要】 公民館を学習施設としてだけでなく、地域のコミュニティづくりの拠点として機能する施設と位置付け、地域と継続的につながり、地域の意向を適切に反映した公民館運営を行うため、市民が事業の企画に参画する「公民館事業企画委員会」（以下、「事業企画委員会」という。）を各公民館に設置・運営し、翌年度の実施講座を企画する。			
	【具体的取組内容】 地域の社会資源を活用しながら、さらなる異世代交流や地域交流を図るとともに、新たな公民館利用者の獲得を視野に入れた講座の検討を行った。 ＜事業企画委員会 設置経過等＞ ・平成26年度設置館：鈴木公民館 ・平成27年度設置館：小川公民館 ・平成28年度設置館：上水南公民館、津田公民館、大沼公民館 ・平成29年度設置館：中央公民館、上宿公民館、仲町公民館、花小金井南公民館、花小金井北公民館、小川西町公民館			
	【活動指標】 事業企画委員会の開催回数（回）	令和4年度 68	令和5年度 68	令和6年度 69
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 ・各館合計141名の公民館事業企画委員によって多様な定期講座を企画することができた。 ※令和7年度に予算計上した147の定期講座のうち131コースを企画 ・事業企画委員会の活動を通して委員同士の交流が図られ、地域のコミュニティづくりや市民との協働の拠点化に向けて前進した。 ・中央公民館においては、事業企画委員会とは別に高校生の意見反映と公民館活動参加を目的とした高校生事業企画委員会を開催し、地域清掃等の公民館事業を実施した。			
今後の向	・事業企画委員会を通して、地域のリーダー等、市民と顔の見える関係を築き、学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を構築する講座や市民の意向が反映された講座の企画を進める。 ・新たな利用者の獲得を目指す講座の企画にとどまらず、その先に続く新たなコミュニティづくりを見据え、サークル化の促進にも努める。			
No. 53 公民館の在り方の検討（公民館）				
事業の内容	【開始年度】 平成29年度	【目的】 関係部署と連携し、中央公民館・小川西町公民館・花小金井北公民館更新のために、設計、管理運営方法の検討を進める。	【対象】 市民	
	【事業概要】 令和元年12月に作成した「中央公民館、健康福祉事務センター及び福祉会館の更新等に関する基本計画」「小川駅西口地区市街地再開発事業公共床等の整備基本計画」並びに「小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画」を踏まえ、関係部署と連携しながら設計、管理運営方法の検討を行う。			
	【具体的取組内容】 関係部署と連携し、市民への周知並びに意見集約、事業への反映を行った。 ・小川西町：小平市小川駅西口複合施設条例を制定し、施設の基本的事項を定めた。具体的な運営方法について関係部署とともに調整・検討を行った。 ・中央：関係部署や関係機関と調整を行いながら設計を完了させた。設計概要や事業スケジュール等の情報提供を行った。 ・花小金井北：関係部署と複合施設の整備について、情報共有を図った。			
	【活動指標】 ※設定なし	令和4年度	令和5年度	令和6年度

事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 市民等への周知を図るとともに、市民意見の集約、反映を行った。 ・小川西町：公民館運営審議会（6月11日、9月10日、3月11日）、公民館利用者懇談会等連絡協議会（6月21日、3月21日）で説明した。 ・中央：オープンハウス（10月4日～5日）、アンケート（10月4日～10月25日）、パネル展示（10月8日～25日）を開催した。施設の概要などを広く周知するため、動画を公開した。 ・花小金井北：今後のスケジュールや方向性など、関係部署と調整・検討を行った。			
今後の 方向	小川西町：関係部署と連携を図り、令和8年度中の供用開始に向けた準備を進める。 中央・花小金井北：関係部署と連携を図り、管理運営方法等を検討する。			
No. 54 ハンディキャップサービスの充実（図書館）				
事業の 内 容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	昭和61年度	図書館利用にハンディキャップのある人に対し、図書館利用を促進する。	図書館利用に障がいのある方	
	【事業概要】 活字による読書が困難な利用者を対象に、録音図書（デージー図書等）の貸出を行う。			
	【具体的取組内容】 (1) デージー図書※の作成及び貸出 作成件数8件 音訳ボランティアによるデージー図書の作成を行うとともに貸出を行う。 ※視覚障がい者等が音声で聞ける録音図書 (2) デージー図書等の貸出 715件 サピエ図書館※ ₁ に加盟し、サピエ図書館のデージー図書のダウンロードを行い、また、サピエ図書館に蔵書がないデージー図書は、全国の図書館から借用して貸出を行う。マルチメディアデージー図書※ ₂ については、主に寄贈を受けた資料の貸出を行う。 ※ ₁ 視覚障害者や活字での読書が困難な方々に対して、点字図書、音声データ、地域情報など、様々な情報をインターネットを通じて提供するネットワークシステム ※ ₂ デージー図書のうち、音声とその音声部分のテキストや画像等がシンクロナイズ（同期）して画面上に表示される録音図書 (3) サピエ図書館録音図書利用ランキングの作成 サピエ図書館で人気のデージー図書を紹介する「サピエ図書館録音図書利用ランキング」を作成し、図書館のホームページに掲載している。また、毎月音声版を作成するとともに貸出を行う。			
	【活動指標】		令和4年度	令和5年度
録音図書の貸出数（点）		636	555	715
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 活字による読書が困難な利用者に対して、録音図書を貸し出すことで、図書に親しみを持ち、楽しんでいただける機会を提供することができた。			
今後の 方向	録音図書の貸出を広く周知し、利用を希望される方々にその利用機会を提供する。			

No. 55 特定歴史公文書の収集・整理・保存（図書館）				
事業の内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 教育委員会（中央図書館）において特定歴史公文書を将来にわたって適切に保存するとともに、市民等の自主的な利用に供する。	【対象】 特定歴史公文書	
	【事業概要】 実施機関※が作成又は取得した公文書で歴史的に価値のあるものについて、保存期間満了後、教育委員会に移管されたものを中央図書館で適切に保存し、市民等の利用に供する。 ※実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会			
	【具体的取組内容】 (1) 特定歴史公文書の保存 実施機関から移管された特定歴史公文書について、劣化防止のため、中性紙製文書保存箱に保存 (2) 特定歴史公文書目録の作成 教育委員会（中央図書館）に移管された特定歴史公文書目録を作成し、中央図書館に設置するとともに市ホームページに掲載			
	【活動指標】 特定歴史公文書目録掲載ファイル数（ファイル）	令和4年度 149	令和5年度 375	令和6年度 387
	【事業の評価】 令和6年度中、事務連絡文書を2回発出し、歴史公文書の教育委員会（中央図書館）への移管手続きを進めるよう各実施機関・各課に依頼した。移管を進め、目録掲載ファイルが増えた結果、より幅の広い年代や種類の市政情報の利用が可能となった。			
今後の方向 市制施行後に作成された公文書について、各課が主体的かつ計画的に歴史公文書の選別・移管等を行う必要があるため、より周知等を進め、歴史公文書の早期移管の促進を図る。				
No. 56 図書館におけるWi-Fi環境整備（図書館）				
事業の内容	【開始年度】 令和5年度	【目的】 市民の調査研究のため、Wi-Fi環境を提供し、地域の情報拠点としての機能及びレファレンスサービスの充実を図る。	【対象】 市民	
	【事業概要】 市立図書館のWi-Fi環境の整備を行う。			
	【具体的取組内容】 中央図書館及び仲町図書館は、3G Wi-Fiから5G Wi-Fiへ更新し、花小金井図書館及び小川西町図書館については、5G Wi-Fi環境を整備した。 [スケジュール]			
	年度	整備館		
	令和5年度	喜平図書館		
	令和6年度	中央図書館（更新）、仲町図書館（更新）、花小金井図書館、小川西町図書館		
	令和7年度（予定）	上宿図書館、津田図書館、大沼図書館		
	【活動指標】 5G Wi-Fi整備状況（館）	令和4年度	令和5年度 1	令和6年度 5
【事業の評価】 市民の地域の情報拠点としての機能及びレファレンスサービスの基盤整備ができた。				

今 後 の 方 向	令和7年度中に3館に5GのWi-Fi環境を整備し、全館への環境整備が完了する。				
No. 57	国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進（市長部局：文化スポーツ課）				
	【開始年度】	【目的】	【対象】		
	令和3年度	鈴木遺跡の国指定史跡化を推進して、その保存・活用を図るとともに、市民の文化財に対する関心や愛着を高める。	鈴木遺跡及び市民		
	【事業概要】				
	令和3年3月26日に国史跡に指定された、国史跡鈴木遺跡の保存活用を行う。				
	【具体的取組内容】				
	(1) 鈴木遺跡保存管理等用地の予備設計調査の実施 史跡整備設計上必要な、用地内の既存樹木の根本高の測量調査を実施した。				
	(2) 鈴木遺跡に関する教育普及事業の実施 鈴木遺跡についての理解促進のため、体験講座やパネル展示を実施した。				
	事業の内 容	事業内容	開催日・期間	開催場所	参加人数
		文化財体験講座 「黒曜石で旧石器を作ってみよう」	8月19日	鈴木遺跡資料館 展示室	16人
鈴木遺跡発掘50周年記念文化財講演会 「旧石器時代の焼石調理と鈴木遺跡の生活」 講師：保坂康夫氏（身延山大学非常勤講師）		10月5日	小平市中央図書館 視聴覚室	70人	
こだいら遺跡ウォーク 「国史跡鈴木遺跡をあぐる」		10月26日	鈴木遺跡資料館 ほか	24人	
鈴木遺跡発掘50周年記念企画展（パネル 展示）		10月28日 ～11月8日	小平市役所	118人	
		11月13日 ～2月2日	鈴木遺跡資料館	326人	
鈴木遺跡整備事業オープンハウスパネル 展「鈴木遺跡の今、そして未来」		3月15日～ 30日	鈴木遺跡資料館	59人	
校外学習対応（2校）			鈴木遺跡資料館	178人	
(3) 国史跡鈴木遺跡整備基本計画の策定業務に着手 令和7年度末に策定予定の国史跡鈴木遺跡整備基本計画の検討を行うため、史跡整備の有識者からなる計画検討委員会を2回開催した。（12月25日、3月18日）					
【活動指標】	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
国史跡鈴木遺跡整備基本計画検討委員会・講座・展示・ウォークイベント・体験講座等開催回数（回）	4	4	7		
事業の評 価	【具体的取組内容の自己評価】				
	・鈴木遺跡保存管理等用地の既存樹木について、現状を把握することができた。 ・鈴木遺跡に関する講座・展示・ウォークイベント・体験講座等を開催することにより、鈴木遺跡について市民の理解を深めることができた。 ・オープンハウスパネル展を実施し、学芸員が見学者に直接説明することにより、鈴木遺跡保存管理等用地整備事業の進捗状況についての理解促進が図られた。 ・国史跡鈴木遺跡整備基本計画の内容に関して、史跡整備の専門家から指導助言を得ることができた。				
今 後 の 方 向	・鈴木遺跡保存管理等用地の一般開放を目指して、令和7年度末には国史跡鈴木遺跡保存活用計画に基づく国史跡鈴木遺跡整備基本計画の策定を目指し、整備基本計画に基づき史跡整備設計・整備工事を実施する。 ・鈴木遺跡に関する教育普及事業を実施することにより、より一層市民の理解を促進する。 ・事業の進捗状況について適宜市民に周知し、円滑な事業実施及び一般開放につなげる。				

No. 58 小川家文書の補修（図書館）				
事業の内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 市民の郷土理解を深めるために、古文書の保存に努める。	【対象】 市民	
	【事業概要】 東京都の指定有形文化財（古文書）に指定されている小川家文書の補修を行う。			
	【具体的取組内容】 劣化した古文書を紙漉きの原理で欠損部に和紙などの修復用繊維を充填することにより、紙の強度をよみがえらせる補修を行った。 また、ホームページに補修内容を公開した。			
	【活動指標】 古文書の補修枚数（枚）	令和4年度 890	令和5年度 0	令和6年度 922
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・小平の新田開発に関する資料として欠かせない重要な資料の補修を行い、将来にわたって保存・利用が可能となった。 ・図書館ホームページに補修内容を公開し、市民の郷土理解の向上に努めた。			
今後の方向	市民の郷土理解を深めるために古文書の保存に努め、順次補修を行っていく。			
No. 59 當麻家文書等の補修（図書館）				
事業の内容	【開始年度】 令和6年度	【目的】 市民の郷土理解を深めるために、古文書の保存に努める。	【対象】 市民	
	【事業概要】 市の文化財指定を受けている當麻家文書と旧課税課より寄贈された検地帳を含む土地関係書類等の市役所引継文書の補修を行う。			
	【具体的取組内容】 當麻家文書は、裏側に支持のための紙を張り付けて補修を行い、フィルムに挟んで特注の保存箱に収めた。 旧課税課から寄贈された検地帳を含む土地関係書類等の市役所引継文書は、劣化した古文書を、紙漉きの原理で欠損部に和紙などの修復用繊維を充填することにより、紙の強度をよみがえらせる補修を行った。 また、ホームページに補修内容を公開した。			
	【活動指標】 古文書の補修枚数（枚）	令和4年度 0	令和5年度 0	令和6年度 88
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・當麻家文書は、1枚ものの大きな絵図で、小平の新田開発に関する重要な資料であることから、補修を行うことで将来にわたって保存・利用が可能となった。 ・市役所引継文書は、小平の新田開発に関する資料としては欠かせない重要な土地台帳であり、将来にわたって保存・利用が可能となった。 ・図書館ホームページに補修内容を公開し、市民の郷土理解の向上に努めた。			
今後の方向	市民の郷土理解を深めるために古文書の保存に努め、順次補修を行っていく。			

基本的施策12 生涯学習を通じた地域づくりの推進

令和6年度に向けての課題

(「第二次小平市教育振興基本計画の令和6年度主要事業」より抜粋)

- ・地域の学習資源の活用や多様な学習機会の創出により、地域の自然、歴史・文化や芸術活動に親しみ、理解を深め、ふるさとを愛する心をもつこどもを育てることが求められます。
- ・成熟社会における生涯学習のかたちを実現するため、学習活動の成果を他の人や地域に還元することが望まれています。また、行政と連携・協働して取り組む地域の担い手が育つ必要があります。

令和6年度の主要事業

No.60 地域と連携したジュニア向け講座の実施

No.61 地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施

成果指標

	成果指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	地域支援講座開催回数（回）		79	84	63
②	全国学力・学習状況調査（質問紙）「今住んでいる地域の行事に参加している」（令和5年度以前）、「地域や社会をよくするために何かしてみたい」（令和6年度以降）に対する肯定的な回答割合（％）	小学校	37	43.1	83.4
		中学校	28.2	26	73.3

主要事業の内容・実績・今後の方向

No. 60 地域と連携したジュニア向け講座の実施（公民館）

事業の内容	【開始年度】 平成28年度	【目的】 学校以外での学習の場として、様々な体験から興味・関心を深めるきっかけを提供する。		【対象】 市内在住・在学の小・中学生																																				
	【事業概要】 中央公民館において、市内の団体等と連携したジュニア大学を開設するとともに、全館でこどもの興味、関心を深めるきっかけとなる様々な体験講座を開設する。																																							
	【具体的取組内容】 ジュニア講座：26コース（対前年度比▲5コース） 受講者451人（対前年度比＋48人） 小・中学生を対象に、地域の多様な主体と連携を図り、様々な体験や地域住民との交流等から学習への興味・関心を深めるきっかけづくりにつながる講座を実施した。																																							
	<table><tr><th>主な講座</th><th>実施館</th><th>総講座数</th></tr><tr><td>ジュニア大学</td><td>中央公民館</td><td>4</td></tr><tr><td>和菓子を作ろう</td><td>小川公民館</td><td>2</td></tr><tr><td>たのしい手品</td><td>花小金井北公民館</td><td>1</td></tr><tr><td>わくわくマジックスクール</td><td>上宿公民館</td><td>2</td></tr><tr><td>色彩を目と心で感じ発見！立体と平面で表現しよう</td><td>上水南公民館</td><td>2</td></tr><tr><td>楽しいゲームをつくりながらプログラミングを学ぼう</td><td>小川西町公民館</td><td>1</td></tr><tr><td>なつやすみ わくわくクッキング</td><td>花小金井南公民館</td><td>4</td></tr><tr><td>親子で夜空を見上げてみよう！</td><td>仲町公民館</td><td>4</td></tr><tr><td>夏休み子ども手品教室</td><td>津田公民館</td><td>3</td></tr><tr><td>あこがれの職業「宇宙のおしごと」について学ぼう</td><td>大沼公民館</td><td>1</td></tr><tr><td>たのしい折り紙づくり</td><td>鈴木公民館</td><td>2</td></tr></table>					主な講座	実施館	総講座数	ジュニア大学	中央公民館	4	和菓子を作ろう	小川公民館	2	たのしい手品	花小金井北公民館	1	わくわくマジックスクール	上宿公民館	2	色彩を目と心で感じ発見！立体と平面で表現しよう	上水南公民館	2	楽しいゲームをつくりながらプログラミングを学ぼう	小川西町公民館	1	なつやすみ わくわくクッキング	花小金井南公民館	4	親子で夜空を見上げてみよう！	仲町公民館	4	夏休み子ども手品教室	津田公民館	3	あこがれの職業「宇宙のおしごと」について学ぼう	大沼公民館	1	たのしい折り紙づくり	鈴木公民館
主な講座	実施館	総講座数																																						
ジュニア大学	中央公民館	4																																						
和菓子を作ろう	小川公民館	2																																						
たのしい手品	花小金井北公民館	1																																						
わくわくマジックスクール	上宿公民館	2																																						
色彩を目と心で感じ発見！立体と平面で表現しよう	上水南公民館	2																																						
楽しいゲームをつくりながらプログラミングを学ぼう	小川西町公民館	1																																						
なつやすみ わくわくクッキング	花小金井南公民館	4																																						
親子で夜空を見上げてみよう！	仲町公民館	4																																						
夏休み子ども手品教室	津田公民館	3																																						
あこがれの職業「宇宙のおしごと」について学ぼう	大沼公民館	1																																						
たのしい折り紙づくり	鈴木公民館	2																																						
事業の価	【活動指標】		令和4年度	令和5年度	令和6年度																																			
	講座実施数（コース）		28	31	26																																			
今後の方	【具体的取組内容の自己評価】 ・工作、料理など、様々な分野における体験の場を通じて考える力を養い、自ら探究することの楽しさを知ること、様々な分野への興味・関心を深める機会を提供した。 ・グループワークやものづくり等の過程で一緒に協力して取り組むことで、学校間をまたいだ交流につながった。 ・中央公民館のジュニア大学の実施後にサークルが作られ、継続的な活動に移行することができた。 ・講座については、事業企画委員会が企画をしており、全体の講座実施数や内容のバランスなどを事業企画委員会と適宜情報共有を行い、適正な実施数となるように努めた。																																							
	引き続き地域の多様な主体と連携を図りながら、様々な体験を通じた地域への興味・関心を深めるきっかけづくりとなる講座を実施する。																																							

No. 61		地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施（公民館）			
事業内容	【開始年度】	【目的】		【対象】	
	平成28年度	公民館を利用するきっかけづくりを提供するとともに、地域課題の解決及び公民館サークルの活用、支援につなげる。		市民	
	【事業概要】				
	市民が学びあうことを基本に、公民館を気軽に利用するきっかけづくりや地域の課題解決に向けて、地域活動・地域連携をテーマに、地域で活躍している方やサークル活動参加者が講師となり、地域密着型の講座を開設する。				
	【具体的取組内容】				
	地域支援講座：20コース（対前年度比▲6コース） 受講者917人（対前年度比▲231人）				
	主な講座		実施館	総講座数	
	みんなで意見をききあい、話し合うスキル		中央公民館	4	
	こだたん！から学ぶ小平市の歴史といま		小川公民館	1	
	みんなでボッチャ		花小金井北公民館	3	
	江戸東京野菜 その歴史と育て方や調理方法を学ぶ		上宿公民館	1	
	小平をもっと好きになるまち巡り		上水南公民館	1	
	日本語支援者になりませんか		小川西町公民館	2	
	鈴木遺跡と下野谷遺跡から歴史を掘り起こす		花小金井南公民館	1	
	めざせ！腸美人 発酵パワーでかんたん麹生活		仲町公民館	1	
	知って安心 認知症の心得		津田公民館	1	
	知ってるつもり？ 国史跡・鈴木遺跡		大沼公民館	3	
	アーティストフォーラム		鈴木公民館	2	
	【活動指標】		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	講座実施数（コース）		21	26	20
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】				
	・地域で活躍している方に講師を依頼する等により、地域の歴史や魅力を感じていただく講座、地域における様々な課題の解決につなげるための講座等を開設することができた。				
	・講師と受講者及び受講者同士の交流により、新たな公民館利用者の獲得や地域課題解決に向けた活動の活性化が図られ、講座をきっかけにサークル化した団体もあった。				
	・講座については、事業企画委員会が企画をしており、全体の講座実施数や内容のバランスなどを事業企画委員会と適宜情報共有を行い、適正な実施数となるように努めた。				
今後の方	・市民が学びあうことを基本に、地域で活動する市民の人材育成や団体の活性化等の視点を踏まえ、地域と連携・協力を図りながら、地域における様々な課題の解決や、より豊かな地域のコミュニティづくりにつなげるための講座を実施する。				
	・小平の文化、土地柄等、市内のあらゆる魅力ある資源も活用し、地域への愛着を持ってもらうきっかけづくりとなる場を提供する。				

IV 学識経験者からの意見

東京学芸大学准教授 倉持 伸江

1 総論

「小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針」等に基づき、第二次小平市教育振興基本計画に定める基本的施策の達成のため、令和6年度に策定された年次計画に掲げた61事業の自己点検・評価について資料で確認しました。また特にその中の25事業(うち新規7事業)については口頭での説明を受け、より詳しく確認しました。

基本的施策は「確かな学力の向上」「健やかな体の育成」「豊かな心の育成」「自立心の養成」「一人ひとりを大切にし共に学ぶ教育の充実」「教員の資質向上」「学校の経営力向上」「家庭教育への支援」「地域総がかりでの教育の推進」「教育環境の整備」「多様な学びをつなぐ生涯学習の推進」「生涯学習を通じた地域づくりの推進」の12で構成されていますが、そのいずれの事業においても着実に実施されていると評価できます。

第二次小平市教育振興基本計画では、「社会的に自立し、地域・社会に貢献しながら、他者と共生する人」を目指す人間像とし、計画の基本理念として「学び・体験を通じて お互いに認め合い 励まし合い 共に生きるまち小平」と設定しています。また基本理念に基づき、次の3つの教育の目標が定められています。

目標1 自分を認め 他者を認め 一人ひとりの子どもの良さや可能性を最大限に引き出します【自立】

目標2 学校・家庭・地域がつながり 持続可能な教育環境をつくります【共生】

目標3 一生涯にわたって学び受け継がれる小平の教育の好循環をつくります【貢献】

これら計画に示された人間像、基本理念、基本目標は令和5年度から令和14年度までの10年間を対象期間としています。点検・評価は事業単位・単年度単位で実施・評価を行っていますが、短期的・数量的評価でははかれないことも多くあります。今年度のような着実な実施を積み重ねつつ、計画に示された「自立・共生・貢献」目標を、長期的視点やアウトカム評価の視点からも吟味し続けることが重要だと思いました。

2 個別事業への意見

No.9 ティーンズ委員会の開催について、中・高生の交流活動によって読書活動の推進を図る取り組みです。学校や学年の垣根を超えて、図書館に集まり交流しながら読書の楽しさを身近に感じる活動は貴重な機会であり、ティーンズ委員会大賞の選考や発表のプロセスを通じて、自己実現や自己肯定感を得たり、仲間を得たりすることができます。今年度の参加者は中学生10名とのことですが、せっかくの機会なので、もっとさまざまな中・高生が参加したくなるよう、積極的な呼びかけを行ってください。また学校図書館や学校の図書委員会と連携するなど、中・高生の関心やニーズを引き出し、さまざまな関わり方ができるよう検討してください。

No.18 児童会・生徒会サミットの実施について、中学校区ごとに小学生と中学生の代表が各学級・学校で話し合ってきたことを持ち寄り、熟議スタイルで話し合っ人権標語を作成、結果をまた各校へ持ち帰り、活動へとつなげていく活動です。話し合いの活動を、児童・生徒が主体となって話し合い共有し、まとめ、また各学校へ持ち帰って活動へと発展させていく一連の活動は、テーマについて主体的・能動的・協働的に考え深め、また実践していくというさまざまな要素を包括しており、高く評価できます。保護者や地域も巻き込みながら、この活動がさらに発展していったほしいと思います。

No.23 小・中学校におけるキャリア教育の推進について、令和5年度から再開した中学2年生の職場体験ですが、令和6年度も227事業者の協力により、実施することができたことで安心しました。職場体験を実施するための調整や準備は大変なことと思いますが、さまざまな職場に出向いて直接体験することは、中学生が自己有用感や社会性を身につけることができる、貴重な機会です。残念ながら昨年度と比べて受け入れ事業所数が減少し、コロナ禍前の数に戻らない状況とのことですが、さまざまな地域人材の力を借りながら、受け入

れ事業所の拡大に引き続き努めていただきたいと思います。

No.35 コミュニティ・スクールの推進について、令和6年度時点で3校が追加され、学校経営協議会未設置の学校は残り2校となり、令和7年度には小平市のすべての小・中学校がコミュニティ・スクールとなります。小平市は全国に先駆けてコミュニティ・スクールのモデル実施を行った先進地域であり、その蓄積も豊かである一方で、地域ごとの特性に配慮し理解に努めるなど丁寧な取り組みを行っていると言えます。取り組み事例を印刷資料にして配布したり、発表の機会を設けるなど、ノウハウの共有を今後も進めてください。

No.39 子育て支援に関する講座の実施について、子育て中の親を対象としたさまざまな講座が公民館で実施されています。父親や親子で参加できる講座、オンラインでの参加への対応など、現代の子育てニーズに応じた企画も評価できます。講座をきっかけにサークル化した団体もあるとのことですが、こうした講座をきっかけとした親同士の地域のつながりづくりは本事業の重要な目的のひとつですので、今後も子育て中の親の関心を引き出し、仕事や家庭生活で多忙な中でも参加できる工夫に努めてください。

No.41 小平地域教育サポート・ネット事業の推進について、地域の教育力の充実のためにはボランティアによる活動が不可欠ですが、残念ながら昨年度と比較してボランティアの数はかなり減っているとのこと。ボランティアは子どもたちにとって教職員とは異なる視点からさまざまな気づきや励ましを得られる貴重な存在ですが、ボランティア自身にとっても、地域の多様な人と交流し、自信や成長、つながりを得ることができる有意義な機会です。学びと実践が、一人ひとりにとっても、地域にとっても有効に循環するよう、働きかけに努めてください。

No.53 公民館の在り方の検討について、中央公民館・小川西町公民館・花小金井北公民館の更新のために、設計・管理運営方法の検討が行われています。地域の学習拠点として期待される公民館の役割を十分に発揮するために、計画段階からの市民との連携・協働が不可欠ですが、公民館運営審議会や利用者懇談会等における説明、オープンハウス、パネル展示、アンケートなどさまざまな方法で市民の声を聞く機会が実施されています。設置への期待を高め、多くの市民に利用してもらうために、今後魅力的な事業について市民やさまざまな部署・組織と連携・協働して検討していきましょう。

No.57 国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進について、令和6年度は発掘50周年記念ということもあり、講演会やウォークイベントなど活発に事業が展開され、多くの市民が参加しました。地域の貴重な文化遺産ですので、さまざまな世代に認知を広げ関心を持ってもらうよう、多様なアプローチで活用を図ってください。

No.58 小川家文書の補修、No.59 當麻家文書等の補修について、デジタルアーカイブ化が進められているとのことですが、市民が身近に地域の文化遺産に触れ、活用する機会が充実する大切な取り組みだと思います。今後、図書館システムの入替えにあわせて、見やすくリニューアル予定とのこと、よりさまざまな場面で市民に活用してもらえるよう、周知方法等も工夫してください。

No.61 地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施について、多種多様な地域支援講座が開催されています。講座数や受講者数は残念ながら昨年度に比べ減少していますが、新たな公民館利用者の獲得や、地域課題解決に向けた活動の活性化、講座をきっかけに自主サークル化するなど、内容的には充実した成果があったと言えます。公民館でのこうした講座への参加は、地域でのつながりづくりや、地域参加のきっかけとして重要です。これからも学びのすそ野を広げることと共に、学びと活動を橋渡しする講座づくりに取り組んでください。

3 全体としてさらに望まれること

多くの事業の推進にあたっては、連携・協働が不可欠な要素になっていると感じました。教員とさまざまな支援員・指導員との連携、学校と保護者や地域住民との連携、学校や社会教育施設とボランティアや団体、教育機関等との連携など、さまざまな職、人材、組織の連携・協働によって小平市ならではのきめ細やかで充実し

た教育事業が活発に展開しています。こうした連携・協働を、持続可能で学び合いが循環していくものとするためには、コーディネーターが有効に機能するしくみが不可欠です。教職員および市民のコーディネート力の育成に引き続き取り組んでほしいと思います。

1 総論

「小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針」等に基づき作成された「小平市教育委員会事務の点検及び評価－令和6年度分－報告書」を拝見しました。この報告書は、第二次小平市教育振興基本計画に定める基本理念や教育の目標に沿って立てられた基本的施策の達成のために、年次計画に掲げられた主要事業61事業の点検・評価報告書であり、そのすべてを資料で確認し、その中の25事業(新規7事業含む)については、口頭でさらに詳しく達成状況を確認いたしました。

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症が第5類に分類されてから1年が経過しました。学校では、日常の教育活動を取り戻すと共に、子どもと関わる時間を確保し教育活動の一層の充実を図るための働き方改革を実行し、持続可能な学校教育を進める契機となりました。そして、このことは本点検・評価の中でも重要な位置を占めています。全体としては、第二次小平市教育振興基本計画に定める基本的施策に沿って、各事業が確実に成果を上げていていると評価できます。

2 個別事業への意見

基本的施策1 確かな学力の向上については、成果指標の全国学力・学習状況調査の平均正答率が、調査対象の児童・生徒が毎年異なるにもかかわらず、全国平均を上回っており、どの学校、どの学年においても、学習指導要領に示された学習内容の定着を図ろうと努めていることがわかります。

No.3 授業支援システムの試行導入 「第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日 閣議決定)」では、目標11に「教育DXの推進・デジタル人材の育成」が掲げられており、児童・生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加が求められています。本事業では、小・中学校の一部の学年にICT教育ツールが試行的に導入されましたが、学習者用端末を活用した授業中の情報交換や意見集約による深い学びの実現、個別指導の充実、教員間の情報共有や学習データの蓄積など、システムが様々に活用されており、児童・生徒の個別最適な学びと協働的な学びの充実が図られ、教員の授業改善や働き方改革にもつながっていることが確認できました。今後は対象学年を全学年に拡大させるとのことですが、効果的な活用には、児童・生徒や教員の端末活用スキルの向上が欠かせません。そのためにも、No.4 デジタル利活用支援員の配置の事業をさらに充実させ、生成AIの活用も含めスキル向上に向けた個別対応や研修の充実が望まれます。

基本的施策3 豊かな心の育成については、近年、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、いじめの重大事態や児童・生徒の自殺者数、不登校等の増加傾向が続いており、大きな社会問題となっています。こうした中、小平市では新たに3事業を加え、特別活動をとおして主体的によりよい集団生活や人間関係を築き、社会の一員としての自覚を促す活動や、一人一人に合わせた支援を充実させ、誰一人取り残さない教育の推進を図ろうとしていることがわかります。

No.18 児童会・生徒会サミットの実施 前出の「第4期教育振興基本計画」では、「主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成」を目標6に掲げ、児童・生徒の意見表明や主権者教育の推進を基本施策としています。本市では「こだいら特別活動の日」を設定して全校で特別活動の授業公開を実施し、自他を大切にする取組として「人権標語」を作成したり、児童会・生徒会サミットを実施して情報交流を図ったりして、児童・生徒の自主的・実践的な課題解決力の育成に努め、アンケート結果にもその成果が表れていることは、大いに評価できます。今後も、児童・生徒の主体的な意見表明の場として、さらなる充実が望まれるとともに、作成した「人権標語」などを広く市民に伝えることで、児童・生徒の自己有用感や達成感を向上させることが期待されます。

No.22 校内別室指導学級の設置 不登校の増加傾向は11年連続で過去最多を記録し、直近の調査結果

では、32.2%の児童・生徒が「学校生活に対してやる気が出ない」と答えています。本市は、東京都の「チャレンジクラス(不登校対応校内分教室)」の研究開発学校の指定を受け、意欲的に改善を図ろうとしている姿勢は大いに評価できます。このクラスでは、多様な背景のある生徒を受け入れる柔軟な教育計画とゆとりある生活時程の中で、担当教員中心に学習意欲の向上や学力向上を目指しており、試行錯誤の中でも一部の生徒に登校日数の増加等の成果が出ていることも評価に値します。今後は研究開発の経過や成果を、No.21 校内別室指導支援員が配置されている学校を中心に市内全校で共有し、生活指導(教育相談)部を中心に指導できる部分から活用していくことが望まれます。

基本的施策5 一人ひとりを大切にし共に学ぶ教育の充実について、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告(令和3年1月)」では、特別な支援を受ける児童・生徒の数が増加する中、特別支援教育をさらに進展させるため、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる条件整備や、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備が求められています。本市では、No.27、No.28 小学校・中学校における自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置や、No.29 医療的ケア児に対する看護師の配置など、インクルーシブ教育システムを構築し、障害の状態等に即した適切な指導が行われるように教育環境の整備が進められていることは評価できます。今後は、多様化する特別な支援のニーズに応えられるよう、No.26 就学支援委員会委員の専門性を高めるとともに、専門家を積極的に招へいし、より総合的な観点から就学先の判断ができるようにすることが求められます。また、障害のある子どもと障害のない子どもが、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ機会を充実させることや、障害のある子どもの教育的ニーズの変化に応じて、学びの場を変えられるよう、円滑な学校間の接続が望まれます。そして、全ての教員について、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等を深めることが望まれます。

3 全体としてさらに望まれること

前出の「第4期教育振興基本計画」では、基本的な考え方として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の二つが掲げられました。そして、このウェルビーイングの向上については、日本の社会・文化的背景を踏まえた自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを、教育を通じて向上させることを求めています。本市では「こだいら特別活動の日」や児童会・生徒会サミットの実施により児童・生徒の自己肯定感や社会貢献意識の向上を図るとともに、令和7年度には全校がコミュニティ・スクールの指定を受けるとのことであり、まさに、子どものウェルビーイング向上を推進する好機であると考えます。そして、その推進には教員や学校全体のウェルビーイングが重要であり、保護者や地域の協働が不可欠です。今後もコミュニティ・スクールとしての学校づくりの充実や、教育委員会内の各課(館)の連携・協働の推進等により、学校、地域、行政の「調和と協調」に基づくウェルビーイングの向上や循環を期待しています。

V 資料編

《資料1》 小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針

平成20年12月18日
小平市教育委員会決定
改正 平成26年4月1日
改正 平成27年4月1日

1 趣旨

小平市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、毎年度、自らの権限に属する事務（同法第25条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを小平市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の主要な事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年度1回実施する。
- (2) 点検及び評価の対象は、点検及び評価を実施する年度の前年度の主要な事業（小平市教育振興基本計画に基づき、毎年度策定する年次計画に掲げた事業その他委員会が特に重要であると認める事業をいう。）とする。
- (3) 点検及び評価を行うに当たっては、意見を聴取する機会を設けること等により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る。
- (4) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ① 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ② 「点検・評価に関する有識者」の任期は、1年を超えない範囲で委員会が指定する期間とし、再任を妨げない。
- (5) 委員会は、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、小平市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

《資料2》 小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する要綱

平成20年12月18日 制定

改正 平成27年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、小平市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 点検 主要な事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 主要な事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、点検及び評価を実施する年度の前年度の主要な事業（小平市教育振興基本計画に基づき、毎年度策定する年次計画に掲げた事業その他委員会が特に重要であると認める事業をいう。以下同じ。）とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、前年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年度1回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、意見を聴取する機会を設けること等により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、小平市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

《資料3》 小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する 有識者設置要綱

平成20年12月18日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する、点検・評価に関する有識者の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 要綱に規定する点検及び評価に当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、小平市教育委員会（以下「委員会」という。）に点検・評価に関する有識者を設置する。

(有識者の数)

第3条 点検・評価に関する有識者は2人以内とする。

(委嘱)

第4条 点検・評価に関する有識者は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、委員会が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 点検・評価に関する有識者の委嘱期間は、1年を超えない範囲で委員会が指定する期間とし、再任を妨げない。

(職務)

第6条 点検・評価に関する有識者は、委員会の求めに応じ、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施にあたり、事業の進捗状況、課題及び今後の取組の方向性等について、意見を述べるものとする。

(職務上の注意)

第7条 点検・評価に関する有識者は、委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該委嘱を解かれた後も、また、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(施行期日)

この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

《資料4》 点検・評価の経過

令和7年 4月	教育委員会各課(館)及び市長部局の担当課にて、自己点検・評価を実施 (点検・評価票を作成)								
7月3日(木)	第1回小平市教育委員会事務点検・評価有識者会議を開催 <table> <tr> <td>時 間</td><td>午前9時～午前11時</td></tr> <tr> <td>場 所</td><td>小平市役所 601会議室</td></tr> <tr> <td>主 な 内 容</td><td>点検・評価の概要説明 各事業の自己点検・評価の内容説明 質疑・応答、意見交換</td></tr> <tr> <td>出 席 者</td><td>《教育委員会》 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、学校支援担当課長、教育施策推進担当課長、 地域学習支援課長、中央公民館長、中央図書館長 《市長部局》 文化スポーツ課長</td></tr> </table>	時 間	午前9時～午前11時	場 所	小平市役所 601会議室	主 な 内 容	点検・評価の概要説明 各事業の自己点検・評価の内容説明 質疑・応答、意見交換	出 席 者	《教育委員会》 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、学校支援担当課長、教育施策推進担当課長、 地域学習支援課長、中央公民館長、中央図書館長 《市長部局》 文化スポーツ課長
時 間	午前9時～午前11時								
場 所	小平市役所 601会議室								
主 な 内 容	点検・評価の概要説明 各事業の自己点検・評価の内容説明 質疑・応答、意見交換								
出 席 者	《教育委員会》 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、学校支援担当課長、教育施策推進担当課長、 地域学習支援課長、中央公民館長、中央図書館長 《市長部局》 文化スポーツ課長								
7月25日(金)	第2回小平市教育委員会事務点検・評価有識者会議を開催 <table> <tr> <td>時 間</td><td>午後2時～午後3時</td></tr> <tr> <td>場 所</td><td>小平市役所 601会議室</td></tr> <tr> <td>主 な 内 容</td><td>質疑・応答 学識経験者からの講評</td></tr> <tr> <td>出 席 者</td><td>《教育委員会》 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、学校支援担当課長、教育施策推進担当課長、 地域学習支援課長、中央公民館長、中央図書館長 《市長部局》 文化スポーツ課長</td></tr> </table>	時 間	午後2時～午後3時	場 所	小平市役所 601会議室	主 な 内 容	質疑・応答 学識経験者からの講評	出 席 者	《教育委員会》 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、学校支援担当課長、教育施策推進担当課長、 地域学習支援課長、中央公民館長、中央図書館長 《市長部局》 文化スポーツ課長
時 間	午後2時～午後3時								
場 所	小平市役所 601会議室								
主 な 内 容	質疑・応答 学識経験者からの講評								
出 席 者	《教育委員会》 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、学校支援担当課長、教育施策推進担当課長、 地域学習支援課長、中央公民館長、中央図書館長 《市長部局》 文化スポーツ課長								
8月21日(木)	教育委員会8月定例会 「小平市教育委員会事務の点検及び評価－令和6年度分－報告書」を付議								